

第七十一回 参議院社会労働委員会會議録第十二号

昭和四十八年六月十九日(火曜日)
午前十時三十七分開会

委員の異動

六月十五日

辞任 徳永 正利君

補欠選任 鹿島 俊雄君

六月十八日

辞任 森中 守義君

補欠選任 藤原 道子君

六月十九日

辞任 中沢伊登子君

補欠選任 高山 恒雄君

出席者は左のとおり。

委員長 矢山 有作君
理事 玉置 和郎君
丸茂 重貞君
大橋 和孝君
小平 芳平君

委員 石本 茂君
川野辺 静君
君 健男君
斎藤 十朗君
高橋文五郎君
須原 昭二君
高山 恒雄君
小笠原貞子君

國務大臣

外務大臣 大平 正芳君
厚生大臣 齋藤 邦吉君

政府委員

人事院事務総局 給与局長 尾崎 朝夷君
科学技術政務次官 伊藤宗一郎君
外務政務次官 水野 清君
外務省条約局長 高島 益郎君
厚生大臣官房長 曾根田郁夫君
厚生大臣官房審議官 柳瀬 孝吉君
厚生省公衆衛生局長 加倉井駿一君
厚生省医务局長 滝沢 正君
厚生省薬務局長 松下 廉蔵君
厚生省社会局長 加藤 威二君
厚生省児童家庭局長 穴山 徳夫君

事務局側

常任委員会専門員 中原 武夫君
説明員 科学技術庁原子力局次長 倉本 昌昭君
外務省アメリカ局外務参事官 角谷 清君

本日の會議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件
○社会保障制度等に関する調査
(厚生行政の基本施策に関する件)

○原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。
委員の異動について御報告いたします。

六月十五日、徳永正利君が委員を辞任され、その補欠として鹿島俊雄君が、六月十八日、森中守義君が委員を辞任され、その補欠として藤原道子君がそれぞれ選任されました。

○委員長(矢山有作君) 参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。
労働問題に関する調査中、白ろう病に関する調査のため、参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(矢山有作君) 御異議ないと認めます。なお、その日時及び人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(矢山有作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(矢山有作君) 社会保障制度等に関する調査を議題といたします。
厚生行政の基本施策について調査を進めます。

質疑のある方は順次御発言を願います。
○石本茂君 たいへん、時期的にちよつとずれていつてしまっているのですが、

「委員長退席、理事大橋和孝君着席」

この国会当初、大臣の御所信を承りました。その中で、一、二のことについてお伺いしたいと思っております。

まず、初めにお伺いしたいと思ひますのは、いつでも言っていることでございましていまさらということになりましたが、非常に看護職員の需給対策が、一生懸命にお心をいただいていると思うのですが、うまくいっておりませんで、病院もある

いはまた福祉機関におきましても、どこをながめましても、足りない、足りないということで、まあ、私など全国あちこち回りますものですが、そのたびに、まるで私が悪人であるかのように、たいへんなおしかりをいただいている最中でございます。そこで私が、非常に現在にたいまですええものが足りなくて、病棟のベッドがからのままに患者が待っているのにと現状がございしますところへもつてきて、労働省の、いわゆる働く者のしあわせということで週休二日制という声が非常に大きくなつて、世評の中で論議されているところでございます。で、先日、医务局長さんの御意見を伺いましたときに、一〇〇ぐらいの増強をはからなければ、週休二日制というものはとても実現することはできないだろうということでございます。で、この一〇〇というのは、現在にたいまの足りないのを充足してなおかつ一〇〇%が足りないのでございますか。それとも、いま足りないものも含めましての一〇〇%ということでございますか、あるいはまた、厚生省の所管しておられます国立の病院、療養所等の定員等から割り出しましての一〇〇%ということでございますのか、その辺を明確に承っておきたいと思うのでございます。お願いいたします。

○政府委員(滝沢正君) この問題につきましましては、先生のたゞいま設問されましたように、結論的に申し上げますと、ニッパチ体制等を充足する方向で試算した養成計画を立てた上に、さらに四十四時間労働が四十時間になるという意味で、単純な計算として、あのときも申し上げましたように一〇〇%ぐらいが国全体で定員の増的な考え方にと、具体的に労働強化なりあるいは勤務体制なりを現状と変える方法をとれば、これはまた違ってくると思いますが、仮定の条件としては、そういう勤務体制なり交代制というものを現

状のままにおいた形で、しかも医療サービスを落とさないように、また労働強化にならないようにというようなことを満たそうとすれば、勢いやはり定員の増を必要とする。したがって、われわれが当面考えております養成計画の上にさらに一〇%がいわゆる週休二日制の完全実施のためには必要になるという意味のお答えでございます。

○石本茂君 よくわかりました。

そこで、大臣にお伺いしたいのでございますが、このことについての、やはり局長の御所見でございましたが、一番最後に、医療職におります者は週休二日制というものが実現できるのではないかと、あらゆる職種が全部先行いたしましたして、最後になるであろうという御見解でございました。それに対して、労働大臣は、それでは困ると、少なくとも三年ぐらい先に実現するべきではないかという御意見でもございました。このことにつきまして、大臣はどのようにお考えになつていらつしやいますのか、全部の職種、職能にいる者が先行し、そして、その一番あとに、現在でも一番落ち込んでおります医療職従事者が実現するというようなことになるのでございまいしうか、どうか。お伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 週休二日制実施の際に、医療関係従事者がどうなるであろうかと、こういったふうな御趣旨の御質問でございますが、私は、気持ちとしては、あとになる先になるというようなことではなしに、やっぱりやるならば一緒にやるというのが、私は筋じやないかと思ひます。ただ問題は、医療従事者というのは、ほんとうに大事な国民の医療に従事する、生命、健康を預ける仕事に就いておるわけでございますから、その準備に相当私時間がかかるんではないかと思ひます。週休二日制になれば、それだけ休みがふえる。休みがふえて最近の交通事情からいって、また交通事故だけがをされるという方が多くなりかねないか。そういうふうなときの救急医療とかね合ひ、そういうことも十分やっぱりに頭に描いて、慎重に準備をしないと、これは

国民医療という責任を果たすことができない。そういう面から考えてみますと、まあ、おくれるというわけじゃありませんが、

〔理事大橋和孝君退席、委員長着席〕

準備に少し時間がよけいにかかるんではないかと、役所の一般の事務職員の週休二日制とは違つて、よそに及ぼす影響が大きいわけですから、その準備を慎重にやつておかねばならないことになつて、こういう意味で、準備に相当時間がかかるという意味合いにおいて医務局長が多少おそくなると、こう言われたのだと思ひますが、私はやっぱり、やるなら一緒にやるというのが望ましいんですから、よそが準備しないうちにこちらが先に準備してれば、それだけ早くなるわけですから、私は医務局長にいつも言うてゐるのです。これからは週休二日制というのは、これはもう労働界の大勢で、一年先になるか、二年先になるか別として、必ずそういうふうになると、そこで休日、急患というものをどうするか、ということをやいまからもう準備しておかないと、その場になつて、にわかには勉強を始めたのでは間に合はぬじやないかと、こういうことを言うてゐるわけでございます。そして、私どもの準備体制ができれば、一緒にいまして、私どもは、こちらの準備が少しくればあるまいし、こちらが準備が少しくればあるまいし、いとおそくなるかもしれぬと、まあ、そのような感じでございます。しかし、国家公務員として全部やるということが望まれば、それはそれに合わせるようにやるのが望ましいと思ひますが、普通の職員とは違つて相当準備が要る、こういう仕事であるのではないかと、こういうふうに私は理解をいたしておるわけでございます。

○石本茂君 大臣はいま、できるだけ同時期に実現したいと、努力をしたいとおつしやつてくださいましたので、私はそのおことばを心から信頼しておきたいと思ひます。

それで、なぜ私がこういうことを言い出したかといひますと、現在でも非常にこの看護労働というものは魅力がなくて、魅力がないというのは仕事の内容そのものもありますけれども、賃金も低

いし、いま申されました労働基準法の線すらも守られておらないような労働実態であるというように、なところへもつてきて、またこれがうんとおくれるというところになりますと、全くお手あげの実態が出てくる。日本の医療は看護職がおらないために崩壊していくのじやないだろうかというところを、現段階から推測いたしまして非常に私なりに気になるわけでございます。

そこでもし、かりにいままでさへも魅力のない職場だといふので、せっかく看護教育を受けた者が他に転職をし、あるいはもうほんとうにぞうきんでもほるるようになってしまつてしまつて、この段階にあるわけなんです、それから、その時期など、いつになるかは抜きにいたしまして、も、充足対策といふものをこの辺に一体力点を置いていかねばならないと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) 充足対策につきましましては、もろもろの対策を総合的にやる必要がございまして、まず、その看護婦の、ただいま御議論がございまして、給与の改善というように、あるいは労働条件の改善、このニツパチ体制の完全実施の方向を旨とす、こういうことにはやはり量の確保がどうしても計算上必要になつてまいります。そうしますと、養成所をやはり増設する必要があります。ただいまわが国の総合病院で、二百床以上で養成所のないのがまだ二百カ所ぐらゐございまして、やはりこういう養成所の設置の補助金あるいは運営費の補助、これは従来やつておりますが、これを一そう強化する必要があるというふうにも思ひます。そのようにして、いづれニューフェイスもどんどんふやすといふことも必要でございますし、また、いま申し上げたように、魅力を持つ職場としての条件をできるだけ整えるということも必要ですが、潜在の看護婦さん、これをやはりいまの御議論のございまして週休二日などを大臣のお答えのように、われわれが責任を持って公務員全体と同様に実施するとするならば、やはり養成計画ではもう間に合

ことができませんので、やはり潜在看護婦の活用というところに画期的な対策を講ずる必要がある。私は、四十九年の予算要求にからんでいま長期計画を立てておりますが、その中で、やはり従来にない政策として、いわゆる潜在看護婦を把握するために相当の施策も講ずる必要があるだろうというふうにも考えております。また、官民を問わず看護婦として長期に御勤務願うような場合には、場合によつては、これに対する特殊な社会的な感謝の意をあらわすような一つの制度を生むというふうなことも検討する必要があるというふうにも思ひます。いづれにいたしましても、従来の施策の延長だけでは、このような問題の解決には困難でございますから、そういう気持ちで、また具体的な対策を立てて対応したい、こういうふうにも考えております。

○石本茂君 いま、医務局長さんのほうからも処遇の改善等に関する御意見があつたわけですが、ここで人事院の給与局長さんにお尋ねしたいのですが、国家公務員給与表の中の医療職三表につきまして、ちょっと御意見を承るわけですが、私どもこの給与を受けております者の非常に不満をいたしておりますのは、この業種の職制といふものがどの程度一俸給与表の中に盛り込まれてゐるんだらうかと、たとえば、看護学校を出た者は、たとえ短期大学であつても、各種学校であつても、高等学校を出て三年の教育を受けて国家免許証を持つております。この初任給の問題ももちろん問題になっておりますが、さらに問題になりますのは、五、六年たちまして、非常にペタランになつてまいりますところから、この給与表はずつとこう斜線じやなくて柳の枝がちょうどしだれるようになっていくわけなんです。そうすると、一体われわれは五、六年の労働を提供すればあとはもうよいんだという国の考え方じやないかと、できるだけもう二十五、六歳になつたらやめていってくれというふうなこれは俸給表だといふことで非常にその辺に大きな不満を持つております。そのところがちょうど結婚するときであ

り、子供を持つときでございますから、なおさらに、こんな給料ならいっそのことやめてしまえと、家族も言うし、自分もそう思ってしまった、局長、いま申されましたけれども、いわゆるその離職をなかなか防止することは困難な給与表でございます。で、しかも、人事院等の御意見もたびたび承っておりますが国家公務員の給与が一番高いんだと、民間が低いからしかたがないんだというのを再々言われて涙をのんだわけでございますが、私はむしろ国家公務員の給与表が民間の看護職のすべての者の目標になっているのでございまして、人事院こそ思い切って、特別にくくしてくれと私は言うんじゃないやございせんが、看護職の専門性に対する職能給の正当性というものもいち早く打ち出していただきまさんと、とても今後、先ほど来大臣も申しておられますけれども、人並み同等の条件でこの労働の場というものを守っていけないんじゃないだろうか、そういうことで局長さんの御意見を承りたいと思うわけでございます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 看護婦さんの給与につきましては、ただいま学歴あるいはその勤務の程度に應ずる現在の給与がたいへん低いというような御指摘でございます。私もそのとおりだと思います。看護婦さんの学歴は、いわば学校の先生にほぼ匹敵していると思います。現在の学校の先生は四年制が主軸でございますけれども、短大卒も相当おりますし、そういう点で申しますと女の方の職業としては学校の先生に匹敵するような学歴、資格でもございますし、ともに非常にりっぱな職業という形であろうと思います。そういう関係の学歴、資格という点で見ると、非常に、非常に違いがあり、私どももたいへん残念に思っているわけでございます。

ところで、一方で民間の看護婦さんの給与を見ますと、現在調査中でございますけれども、毎年調査をいたしております結果は、まあ大体初任給のほうは公務員のほうがあるいは先に改善して、あとから民間のほうは改善されるのかもしれない。

ませんけれども、大体初任給のほうは公務員のほうがややいいぐらいだろうと思っておりますけれども、御指摘のような三十代後半から四十代ということになりますと、民間の給与は昇給がほとんど少ないというふうなことだろうと思っておりますが、公務員に比べて二割も三割も少ないというのが現実の給与でございます。そういう点でございますが、従来はまあ民間の給与というもののとの関係をかなり考慮してまいっておりますけれども、それにもかかわらず、公務員部内の均衡ということでは、民間よりは高めに改善してきているということでは御承知のとおりだと思いますが、しかし、それにもかかわらず、御指摘のようにはかの同一学歴に比しますとたいへん低いという点がございまして、やはり現在の看護婦さんの需給問題をほんとうに看護婦さんがほかの職種と選択をして看護婦さんになろうというこの上には、ほかの同一学歴の職種と同じような条件がやはり必要になっているだろうというふうに考えるわけでございます。

で、そういう点で、いま御指摘のような、あまり民間にかかわってまいりますと、どうしても悪循環というところにならざるを得ないという点がございまして、従来の経験でございますけれども、ことし、たとえば教員の関係は、さらにまあ改善の関係ということもございまして、そういうことも考えますと、やはり看護婦さんにつきましても、まあ、従来の関係をさらに一歩進めたような方向で改善をしていく必要があるのじゃないかというふうな気持ちでございます。ただ、私どもときどき民間の医者さんから、看護婦さんを国立あるいは公立のほうに、高いものだから取られるというこの苦情をときどき伺っておりますけれども、そういう点は若干まあ考慮をしながらちやいかぬかとも思いますけれども、そういうさつき申しましたような方向で考えていかなければなるまいというふうにいま考えておるわけでございます。

○石本茂君 お考えをいただいておりますことを非常にまあ私感謝するわけですが、お考えだけでは

形になりませんので、ぜひひとつ思い切った処遇の改善という意味で、この基本になります給与表の改定こそがみんなの期待するところでございます。そして、もちろん夜間勤務手当の増強でございますとかというふうなことを公務員関係ではやかましくお願いしておりますけれども、これももちろん必要でございますが、それよりも何よりもやはり基本給を高めていただくことが職場にとどまる率も高くなりますし、なりたいたってなつたのに、やっぱりいやになつたという大きなポイントを調べますと、やっぱりこの給与が低いというところ、労働があまりにも過重であるというところが大きな原因になっておりますこともおわかりいただいておりますけれども、さらに御勘察願ひまして、そうして、特に中年になりまして、この仕事に専念いたしております者のほとんどがやっぱり独身でございます。で、お嫁に行きたくなく行かなかつたわけじゃないのですが、仕事の場にはばかり目を向けておられますと、私どものように生涯ひとり身でいつてしまふかこうになるわけでございます。そうなりますと、四十にもなつて給料を見てみたら、ばからしいけれども、いまさら行くところがない。こういう悲しみを盛んにみな言っていますし、それは言われなくても私自身が身をもって体験してきた人間でございます。で、どうか専門職能のといひますか、確立というところについても、ひとつ人事院当局の御助力をお願いしたい。そういう意味でも、この給与改定につきましましては、特段の御配慮を——私は、決して他の公務員を飛び越えてものすごくよくなつてうれしいという意味ではございせんが、職能の性格だけは十分におわかりいただいて、その上で給与の基準というものをおきめ願いたいということとを心の底からお願ひいたしまして今後を期待するわけでございます。

次に、関連でございますが、いま助産婦の調整号俸がつけていただいておりますけれども、この調整号俸だけではとても助産婦満足しておらぬわけ。というのは、これも実際してみないとわからない。形になりませんので、ぜひひとつ思い切った処遇の改善という意味で、この基本になります給与表の改定こそがみんなの期待するところでございます。そして、もちろん夜間勤務手当の増強でございますとかというふうなことを公務員関係ではやかましくお願いしておりますけれども、これももちろん必要でございますが、それよりも何よりもやはり基本給を高めていただくことが職場にとどまる率も高くなりますし、なりたいたってなつたのに、やっぱりいやになつたという大きなポイントを調べますと、やっぱりこの給与が低いというところ、労働があまりにも過重であるというところが大きな原因になっておりますこともおわかりいただいておりますけれども、さらに御勘察願ひまして、そうして、特に中年になりまして、この仕事に専念いたしております者のほとんどがやっぱり独身でございます。で、お嫁に行きたくなく行かなかつたわけじゃないのですが、仕事の場にはばかり目を向けておられますと、私どものように生涯ひとり身でいつてしまふかこうになるわけでございます。そうなりますと、四十にもなつて給料を見てみたら、ばからしいけれども、いまさら行くところがない。こういう悲しみを盛んにみな言っていますし、それは言われなくても私自身が身をもって体験してきた人間でございます。で、どうか専門職能のといひますか、確立というところについても、ひとつ人事院当局の御助力をお願いしたい。そういう意味でも、この給与改定につきましましては、特段の御配慮を——私は、決して他の公務員を飛び越えてものすごくよくなつてうれしいという意味ではございせんが、職能の性格だけは十分におわかりいただいて、その上で給与の基準というものをおきめ願いたいということとを心の底からお願ひいたしまして今後を期待するわけでございます。

からない職場でございます。やはりあのお産のときの、あの職場での気持ちの使い方というのは、重症のいまなくなりかけている病人の看護とまた違ひまして、親子二人の命を扱うわけでございます。これはきょうここにお医者様方もおいでになりますので、私が言わぬかってわかつてくださると思うのですが、これは並みだいての心疲れと、そして技術の提供ではないのでございまして、この分につきましても、ひとつまた、厚生省当局にもお願いいたしますけれども、この調整のほうもしつかり考えていただきたいということが一つ。

それからもう一つ、この基本給の問題にからまると思うのですが、えてして国家公務員である職場、国立病院、療養所あるいは文部省等におきましては非常に重症患者を扱うということ、それから、特に重度の心身障害児を扱っておりますし、精神病もおりますし、らい病もおりますというところで、一般民間の病院等ではあまり扱っておりません。あるいは扱いはねかぬような症状群が入っておりますために、非常に気疲れと、いま申しました専門職能としての知識と技術をもう一〇〇％提供しなければつとまらない場所でございます。で、どうか民間との比較ということだけは、私はやっぱりこの際除外にしたい。で、国家公務員の給与が民間に比べてはどうか、私がおっしゃいますけれども、これはもう、医務局長さんのお立場もございまして、絶対数が足りませんものだから、それで、連れていった、とっていったというところで確かにけんかもございまして、そこまでは人事院当局が気がつかないで、ことには、私はその仕事に従事してきた人間として感謝はいたしますけれども、そうなりますと、つても足を引っぱられまして、そして行きつくところにも行けないという現実が出てまいります。で、例外中の例外かも知れませんが、ひとつよろしくこの点をお願いしておきたいと思ひます。で、この調整手当、助産婦の手当のことについてちょっとお伺ひしておきたいと思ひます。

けでございますが、いま医務局長も申しておられましたように、病院という一つの事業所の中に保育所がどんなふうえていますし、また、他の企業体にいたしたとしても、かなり、企業体内の保育所を持っているわけでございますが、もし、このの保育所が、いまの所管されております保育所の、どう言いますか、認められる条件を整えたとしても、これはやはり地域保育所ではございませんので、そういうものについては公認がいただけないものかどうか、いわゆる認可いただけないかどうか。それからもう一つは、いま局長も申されましたが、厚生省の共同保育所じゃなくて、手前で、診療報酬の中で運営している保育所がたくさんあるわけでございますが、こういうところへ児童家庭局のお立場で何らかの運営費を措置できますものかできませんのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(穴山徳夫君) 第一点の問題でございますけれども、医療機関にいたしたとしても一般の企業にいたしたとしても、現在、雇用政策と申しますか、労働力確保というような見地から内部的に保育施設をつくりまして、そこで職員の子供の保育をやるということがふえてきていることは事実でございます。ただ、児童福祉法上の保育所ということになりますと、やはり地域に開放されていて一般的な子供が措置をされてくる、保育に欠ける子供が措置されてくるというようなことで初めて児童福祉法上の保育所になるわけでございまして、したがって、現在企業内あるいは医療機関内の保育所というのはどっかと申しますと、いわば閉鎖的なものでございまして、それぞれの職場の人たちの子供たちを保育するというものになっております。一般の地域からの子供というものは受け付ける性格になっておりませんので、そういう意味では児童福祉法上の措置費と申しますか、運営費を出すということは私どもとしてはできない

というように考えているわけでございます。ただ、それじゃこういうものをほうっておくかという問題でございますけれども、確かに企業内のいわゆる保育所ではありませんけれども、一種の保育する施設につきましては、やはり子供の福祉という問題はあるわけでございます。やはりそこで子供に対するいろいろな養育なり、あるいは訓練なり、あるいは保護なりというような問題については決してそこが水準が低くていいというわけではございませんで、やはり子供であればみな同じような水準でもって保育される必要があると思われまして、そういうことで私どもとしてはそこに行なわれる保育活動というものの質が低下しないように、やはり何らかの手だてを講じなきゃいけないというように考えるわけでございます。一つには、現在は都道府県に実態を把握させて、いわゆる内容の指導というものをやるとか、あるいはまた場所的な面からいいますと、年金福祉事業団その他から融資が出る道がございますので、そういった融資をあっせんして場所的な整備をはかってもらうとかいうような手だては講じているわけでございますが、現在のところではまだそこに運営費をずばりと出すかどうかというところについては私どもとしてもいまは考えていないわけでございますけれども、しかし、あそこの保育の水準というものが低下しないために私どもとしてどう措置したらいいかという問題は一つの宿題としてあるわけでございます。そういったような面から私どもとしてはこれは今後検討してみたいというように考えております。

○石本茂君 局長、いまお話の中にもありましたように、そこに入っている子供はやはり児童福祉法上の措置費が出せないたてまえになっていておっしゃることはよくわかるのですが、入っている子供はこれはすべてどのような状況下におらうとも児童福祉法の適用を受けるのは私は当然だという気持ちと、それからなぜ企業体の中に保育所を必要とするのか、特に病院等でございますが、一般地域保育所に連れてまいりまして、あるいはまた、夕方連れにいくにいたしまして、時間の制限がありますために、なかなか地域保育所を利用できかねているというように困り果てた結果のこれは一つの措置でございますので、十分連れていって、また連れにけるだけの余裕がありまじたりということなら、こういうことは考えなかつたと思うわけでございます。その辺も、ひとつ幅広くお考えをいただきまして、私、あしたからというのではございませぬが、十分御研究の結果、やはり児童福祉法上の措置によります一般地域にありますが保育所と同じようにお取り扱い願えるところまで拡充していただけないかどうかというところをお願いしたいわけなんです。このことについては局長の御意見はわかりましたが、大臣いかがでございますか。やはりこれはだめなものでございませうか、お伺いいたします。

【国務大臣(齋藤邦吉君)】 実は私、この問題、非常に心配して何とかこれは考えなくちゃならぬだろうと思って苦慮しておる問題の一つでございます。御承知のように、病院あるいはその他の企業においても労働力確保といったふうな面から特にそのことは労働力が逼迫しておる今日、さらにまた将来とも非常に深刻な問題に私はなってくる問題だと考えております。そこで仰せになりましたように、地域保育であるからその措置費を出す、それから経営主体が病院その他の企業体であるから出さぬ、しかしそこに生活しておるのは同じ子供であります。その点においては何らの差がない。経営主体によって一方は地域的であり、片方は閉鎖的であるにしても、企業体がそれによって差をつけるといふのはどうであらうかという問題が私はあると思います。それと同時に、これをお世話する保母さん方の資格の問題についても、いまにしてこれを統一してきめておかねばならないことになると思ふのです。そういうふうな問題等もありまして、これは厚生省と労働省の両省にまたがり、さらにまた、厚生省の中においても医務局と家庭児童局との問題があるわけでございます。

その問題については何とか解決の道を見出して、統一的な取り扱いをするような方向で私は努力すべきだと考えておるわけでございます。来年度の予算編成、国会でも済みまして、いよいよ来年度の予算編成に入るわけでございますので、その国会でも済みまして労働省、厚生省、何かしら、こういう面の協議会をつくるように私も労働大臣に呼びかけるつもりであります。そうして、一緒になつてこの問題を考えてみたいと思ひます。それにつけても厚生省の中で違つていたのではまずいのですから、こちらはこちらで統一的な考えを持ち、そうして労働省のほうとも十分相談しながら、こうした問題は、私は前向きに解決していくべきだと思います。いまのうちにいいますのは、労働省所管の企業内の保育所も、病院内の保育所もいまは数が少ないからけつこうなんです。すが、これがどんどんふえていくと思ふのです。そうなつたときに、そのお世話する保母さん方の資格が違ふ。あつちや使ひ道になるけれども、こつちやだめだ、これはやはり女性の職業として考えてみたときに、私は好ましいことじゃない、かように考えておりますから、将来何かしら同じ方向で統一的なことができないか、私は十分努力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○石本茂君 大臣、ほんとうにありがとうございます。私はぜひ働く者のしあわせのための保育所というのではなくて、これやはりそこに入っている子供のための保育という意味から、ぜひこれは一元化していただきませんと、何か行政そのものがばらばらだという感じも受けましたし、子供の立場に立ちましても、何か差別があるんじゃないかという気もいたします。ただ、一部承るところによりますと、企業体の中でも非常に裕福な企業体がございまして、そういうところについて何措置費などを出さぬでもいいじゃないかという意見、見解も承っておりますけれども、私は、そういうこと自身もやはり児童家庭局のお立場では、子供はみな一緒なんだという御見

解の上に立つて、この問題を、大臣もいま申しただけでございます。十分に御研究願ひまして、できることならば、差別のない保育体制というものをぜひつくっていただきたいことを希望しておきます。

で、なお医務局長さんにはどういふわけでございますが、何とかひとつ病院にありますが三百所を越えますものについていろいろこれも一緒にだというわけにいかぬと思ひますが、運営費の設置方でございます。これ、ひとつおとり願つて、国もそういう看護婦の職務の離職防止対策には十分気をつけているのだという姿をひとつ打ち出していただきたいことをあわせてお願いをしておきたいと思ひます。

次にお伺いしたいのは、この保育所の中で乳児保育でございます。それからもう一つは夜間保育、二十四時間保育とは私は決して申しません。夜間業務に従事する女子労働者もたくさんおりますので、この女子労働者を守るのではなく、働く母親にかつて子供を守るといふたてまえに立つての保育所ということになるわけですが、これについてはどんなふうな一体促進しようとしていらっしゃるのか、現在どんなふうな状況にありまつかお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(穴山徳夫君) 乳児保育の問題でございますが、乳児の保育につきましては昔からいろいろな賛否両論なり問題が言われているわけでございます。非常に保育の中でもむずかしい問題ではないかと思ひます。ただ、それはそれといたしまして、最近乳児を預けて働きに出るといふようなお母さん方がふえているということもこれは事実でございます。したがって、乳児保育というものの必要と申しますか、重要性というものはやはり否定できないと思ひます。それで私どももしたがって昭和四十四年度から一定の基準を設けて、保育所で乳児保育というところを始めて、四十七年度に対象八百人というのを、四十八年度には予算上八百人にふ

やしたわけでございますけれども、やはり来年度の予算におきましても、何と申しますか、乳児保育の重要性というものを考えながら、この面についてはさらに拡充、強化をはかっていかなければいけないというように考えております。

それから、夜間保育の問題につきましては、これはまた乳児保育とは別な意味で非常にむずかしい問題がいろいろと関連して出てまいって、昔からこれについては賛否両論があるわけでございますけれども、しかし、たとえば夜間勤務の看護婦さんでありますとか、あるいは電話の交換手でありまうとか、やはり夜間そういった勤務をする体制にあつて、やはり預けざるを得ないというような職業にある女の方が多いわけでありまして、したがつて、私もこういったことを含めて、いわゆる保育需要の多様化というものにどう対処していったらいいかということにつきまして、現在中央児童福祉審議会の保育特別部に御検討願つていただいております。その検討の結果をい

ただきまして、その基礎に立ちまして、いまお話ございました乳児保育、あるいは夜間保育というような問題について、これから積極的にいろいろと研究をしていかなければいけないんじゃないかというように考えておるわけでございます。

○石本茂君 それをぜひ、このほうもそんなにたくさんあつてこつちに一ぱいというもののじゃございませんけれども、何とかもつとようずに促進をしていただまして、安心して預けできるところを、やはり望んでおるわけでございます。まして、何とぞよろしく願ひいたします。

次に、母子保健対策に関するところ、一つ、二つお伺いしたいのですが、妊産婦と乳幼児、特に新生児の指導に關しまして従来とも指導の、訪問指導手当を出して助産婦さんたちが従事しているわけでございますが、この事業を今後ともますます大きく伸ばしていかうなされていくのか。そうじゃなくて、かわるものをお考えになつて、もはやそういう家庭への新生児訪問指導はやめて、そして地域の中で何かそういう健康センターのような

もので集約していかうとしていらつしやるのか、ちよつと疑問に思つておりますので、まず将来の展望をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(穴山徳夫君) 新生児の保健指導の問題は、これは生まれたての赤ちゃんでございますから、一番大切な時期であるわけでありまして、したがつてそういう意味でやはり母子保健対策の基礎の一つになると思ひます。それで現在、私も保健所、あるいは市町村というところを通しまして訪問指導活動というものをやつてい

るわけでございますけれども、やはりこれからの方向としては、こういった訪問活動と申しますか、訪問指導と申しますか、そういったようなものはいま以上に充実をはかつていかなければいけないんじゃないかというように考えているわけでございます。

○石本茂君 そこで、私が疑問に思うと言つたのは、そのことなんです。むしろ一つの指定された場所に指導を受けに来なさいというような行政はもう遠くなつていきつあると思うんです。そう

なりまして、いやでもおもうでもその道の資格を持つ、いわゆる専門性を持つ者が家庭等に出入りいたしまして、育児のことだけじゃなく、妊産婦の問題も含めても指導が非常に必要だと思ひますが、いま現に、その仕事をしております例の新生児の訪問指導をなさる助産婦さんたちの手当が毎年二十円上がりました、三十円上がりました、私ほんとうに今の世界にこじきはおきませんけれども、こじきに物をくれてやるようなことで、まあ、課長さんもおいでになりますけれども、私ほんとうに残念なんです。ですから、いまのようなあの仕事のあり方では私は思ひませんけれども、この問題はもつと内容充実、強化していただきまして、そして涙金のよう

な国家予算の中で二百三十円でございます、八十円でございますというふうなものじゃなく、これは横に公衆衛生局長さんもおいでになりますけれども、やはり両々相まって幅広い指導活動というものをぜひ実現してほしいと思ふことと、それからもう一つ、ものの置き場がちよつと違うので

すが、家庭に対します相談員という方がおられます。家庭相談員という方々と、いま言う分野の分野、分野がありまうけれども、いわゆる妊産婦、新生児の指導員、それからもう一つきょう局長さんおいでになつておられますが、大臣の御所見をあとで承ることになると思ひますが、例の婦人相談員といひまして、転落してしまつた婦人のための相談員がおります。ところがこのごろ毎日、日本じゅう諸所方々のロッカーの中から生

れたての赤ん坊がいつの間にかほうり込まれて死んでいける。これはそういう家庭の相談とか、あるいはいひままた、ここでお話になつております、そういう指導体制だけで割り切つていけると思ひませんけれども、私は、母子保健対策というこの根っこをつかまえていただきまして、いまちまたにあふれております、こういう思想だと思ひしやれば、それは社会の風潮だと思ひしやれば、そ

れつきりかまわりますが、この対策を持つのは一体どこでしようかと、厚生省の中なら一体どこがこれを持つのでしょうかというところで非常にわからないままに疑問を持つておるわけですが、これはいかがでございますしやう、どこが一体どうしていただきたらとこいうことこの指導ができるんでしようか。まず局長さんの御意見を承りたいと思ひます。

○政府委員(穴山徳夫君) まず、第一点の訪問指導をしていただく場合の予算の問題でございますけれども、これは御承知のように、一件当たり三百円から三百五十円に値上げをいたしまして、五十円というのは非常にみみちいじゃないかというふうなお話になると思ひますけれども、いろいろと努力をいたしまして五十円の値上げで約八千万から九千万ぐらゐの予算になつたわけでございますけれども、引き続き来年度以降もこういふ面については大いに努力をしていかなければならないというように考えておるわけでございます。

それから、第二点の問題でございますが、確かに、現在いろいろと新聞で連日のように子供が殺されたり、捨てられたりというふうな記事があるわけでございます。私自身、やはり子供のしあ

わせというものを確保することを責任としております立場から申しますと、むしろ、私自身が被害者のような感じさえ持つわけでございます。したがつて、子供にかわつてどういう声をあげたらいひかということについて新聞の記事を見るたびに非常に苦慮をするわけでありまして、たとえば、家庭内のトラブルその他ということであれ

ばいとお話にございましたような家庭相談員の相談活動その他があるわけでございます。また、最近子供を殺すという一つの、やはり育児に対する知識がない、あるいは育児に対する自信がない、あるいは育児というものの価値と申しますか、とうとうとさういふものについての認識が薄

いというふうな、いろいろの問題もあるわけでございます。したがつて、私も、保健所を中心とします母親学級でありますとか、あるいはまた、こ

とし新しく予算を計上いたしまして、愛育班活動のこ入れと申しますか、強化をはかるというようなああいう地域活動を通してやはり母子の保健なり、その前の子供に対する親の気持ちの問題その他についていろいろとやらなければいけないし、やつていくつもりでおるわけでございますけれども、事は、じゃそれで済むかというところ、それはほんとうのいろいろな対策の一つにすぎないわけ、やはり非常に根本にさかのぼりますと一つの何と申しますか、社会教育と申しますか、あるいは人の心の持ち方と申しますか、そういうふうなところまで触れてまいりますので、そうしますと厚生省だけではなかなか手が及ばないという

という、この点について、非常にむずかしい問題に直面させられるわけで、私も先ほど申しましたように、子供にかわってどういう声をあげたら一番適切だろうかというところに非常に苦慮をしているわけでございます。ただ、いま申しましたように、私どものできる分野でもって、やはり手が足りないためにそういうことが起こることもあるわけでございますので、その点はやはり十分反省をいたしまして充実をはかつていかなければいけないというように考えているわけでございます。

○石本茂君 大臣、この問題でございしますが、いま局長が申されましたように、確かに厚生省だけのことはございせん、文部省もその他も参画なさつてのことだと思ふんですが、私、非常に簡単なものの考え方をしていますけれども、さつきちよつと申し上げました、転落した女性を救うための婦人相談員制度がございしますが、この相談員と、児童家庭局の所管でございましょうか、例の家庭相談員でございせんか。この辺をかね合せて、そして家庭の中で、母親学級に來る人はいいこととございせんけれども、そういうところに来れない人は一ぱいおるのですから、やはり家庭の中に入り込んで、そういう指導がもしできれば、いまよりはちよつとよくなるのじゃないかと思ふんですが、大臣いかがでございせんしょうか。これは非常に簡単なものの考え方なんですが、もう転落してしまつてから、その者を救い上げるというよりも、転落以前に何かいい措置がないものでしょうか、お伺いいたします。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 最近の、お述べになりましたような世相、ほんとうに遺憾なことだと思ひます。基本は、私はやっぱり人命尊重ということだと思ふんですが、口ではみんなそう言うのです。人命尊重、福祉優先、こう言うんですが、現実には社会にあらわれております現象は、そういう嘆かわしい現象がたくさんある。やはりもう少し国民が人の命を尊重する、こういうやっばりもう少し風潮を身をもって体験するような社会を築

きあげていくように、お互い努力していかなければならぬのではないかと。こういうことをしみじみ考えております。しかし、このことは一厚生省だけの問題ではなく、ある意味からいへば政治全般の問題でもございせん。そこで、厚生省としてなし得ることは、いまお述べになりましたような母子相談員とかいろいろな制度があるわけですが、それを総合的に運営したらどうだろうか、これも私、一つの方式だとも思ひます。さらにまた、先ほど冒頭にお話がありました新生児の訪問指導の問題、これ、私のいなかでも実はいろいろな話を聞かされるのです、助産婦さんから。わすかことは去年に比べて五十円上がった。しかもまた、予算のワクでしぼられてゐる。百軒歩いても百軒はくれない、五十人分だけだ、こういうふうな調子なんです。この制度も私は伸ばしていかねばならない大事な仕事だと思ふんですが、仕事そのものは。特に初めて子供さんが産まれた母性などに對してはそういう指導をすることは絶対に必要だと思ふんです。はたしてこういうふうな、三百五十円とか、その程度のお金で片づけるようなやり方で、この問題が片づくのかと、もう少し、やはり基本的な事の重要性に即したやり方、これを何か考える必要があるんじゃないかというところを私はしみじみ考えております。そういう意味において、人命の尊重なりあるいは育児の必要、自分の産んだ子供は自分がほんとうに愛情を持って育てなければならぬ。それについてのいろいろな必要な勧告なり助言なり、お世話をしてあげる、そういうやっばりとうとい職種というものをどういうふうにつくつたらいいか、ひとついまお話のありましたような点も頭に描いて、十分検討いたしたいと思ひております。

○石本茂君 どうもありがとうございます。ぜひ、ひとつ、このことを私も考えなきゃいけないのですが、よろしくお願いいたします。

次に、心身障害児のことで、一つ二つ承りたいんですが、心身障害児ということになりますと、重度の心身障害児、これはまあきょうは、者のこ

とも含まるわけですが、者は除いておりますけれども、それから家庭において療育できる程度の子供とあるわけでございせんが、このごろ、局長、大臣も御承知のように、民間の施設、いま全国で三、四カ所ございせんが、ほとんどどう運営ができませんというところで、寄付行為にたよる面が多いいわけですが、とても思うような寄付もございせんし、従業員にはとても人並みな報酬も払えませんが、入れている子供すらも地方に分散し、持つていつてほしいという現実が出てきております。この重度心身障害児を収容してありますところに対しての運営費でございせんが、これが措置費でございせんけれども、これはよほど考えていただきたいと思います、これはよほど乗り切れないし、それならいつそのこと全部国立でございせんか、国家の所管にしたいかどうか、どつちかにしてもらひませんか、實際行つてみると、身につまされるなんてことばで言つていけません。入つて、出るまで、涙を流しながら出てこなきゃならぬ。そんな同情で事は済みませんので、この問題についてどういうふうな一体対処をしようとしていらっしゃるのか。それからもう一つは、いま申しました家庭における療育の点でございせん。これもただ家庭におればいいというのじゃございせん、やっばり通院、通修もございせんし、そこに入り込んだ指導の体制もあると思ひますので、このこと、二点お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(穴山徳夫君) 第一点でございせんが、重症心身障害の施設は、御承知のように、これは医療機関になっておまして、したがつて、その施設の運営費の大宗はいわゆる基金に医療費を請求いたしまして、一般の病院と同じように医療費の支払いを受けて、それで運営していくというところになつてゐるわけでございせん。ただ、純粹の医療機関というのではなくて、やはりそこに重症の心身障害児者を預かつてもらつて、福祉的なサイドからもめんどろを見てもらつてゐるわけにございせんので、そこで、私どもは重症指導

費という特別の加算する制度を設けまして、医療費のほかに重症指導費を各施設に配付いたしました、それを合わせていま運営をしております。ただ、現在のその重症指導費の程度がいいかどうかというところについては、これはまだ問題がございせんから、来年度はこの重症指導費についても、この間大臣の御指示もございまして、大幅にこれを改善するように、来年度の予算についてはがんばらなければいけないというように考えているわけでございせん。そういうことで、この運営費につきましては、今後とも私も大いに努力をしなければならぬし、またがんばらなければならぬ一番大切な問題であるというように考えているわけでございせん。

それから家庭内の問題でございせんけれども、現在在宅対策としていろいろなことをやつてゐるわけでございせん。十分かどうかというところは別といたしまして、いわゆる児童相談所でありまして、とか、そういったような公的機関の相談あるいは訪問指導、それからまた民間のそういう相談活動もございせんから、そういうものに対する助成でございせんとか、あるいはいまお話しになりました小規模通園施設についても、非常にこれは要望がございせんので、これは個所数をふやして予算に計上するというようなことで、これも逐次整備をしていく必要があると思ひますし、また、こういう心身障害児を持つておられるおあさん、あるいはおとうさん、御両親の方が子供と一緒に、また同じような方が相連れ立って一泊旅行をいたしまして、そこで集团的に家庭内における子供の扱いの指導その他を指導してもらつたり、あるいはまあ、いろいろ苦勞話をしたりというふうなことで、いま、療育キャンプという制度があるわけでございせんが、それもこれは前年度の回数を倍にふやすとかいうような、いろいろなことをやつてゐるわけでございせん。ただ、私ども、反省いたしますと、とかく、従前は施設に対する対策がまず第一、最もそれが緊急の要請であつた

わけでございますけれども、やはり施設の充実と同時に、私どもとしても、いまの時点に立つていろいろ考えますと、やはりいろいろの角度からの在宅対策というものをさらに充実していかなければいけないというように考えるわけでございまして、そういう意味で、家庭内での療育についての対策、あるいは指導体制というものは、これから充実するように考えていかなければいけないというように考えております。

○石本茂君　そこで、この関連になります、指導体制ということで、私も最も身近にやはり考えるのは、保健婦の活動の中にこれがかかなり大きく将来のしかかってくるし、また、こなかったらおかしいと思うんですが、これは公衆衛生局長さん、このことについてはどのようにお考えになっていらっしゃるのか。現在、たゞいま保健婦等の保健婦、まあ国保の保健婦など、ずいぶん働いておりますが、どういふふうな将来体系で保健婦活動がなされていくのか、お伺いしたいと思っております。

○政府委員(加倉井駿一君)　先ほど、新生児のところでお指摘がございましたように、保健婦が一人カ所におりまして、母親などを集めて保健婦を指導すると、こういう形は非常に距離等の限界がございまして、やはり活動に限りが出てまいりと思っております。したがって、従来、保健婦の保健婦というものは、保健所を中心として所内活動と、大きく分けまして訪問活動の二つに分かれておると思っておりますが、やはり、今後の私どもの方針としては、地域におきまして医療計画に沿って保健婦の活動を指導してまいりたいと、かように考えておりますので、特に、その地域におきまして医療機関、あるいは国保の保健婦等との連携を強化いたしまして、やはり訪問活動を中心としたような体系を考えるべきではないかということでございます。先ほどの手当とも関連いたしました。今後、保健所の再編成と申しますか、保健所は、地区あるいは地域の問題の対処のしかたにに応じて保健婦の活動もしかるべく体制を整えなければならぬというふうに考えております。

して、その結論ができればいい、私どももいたしましては、保健婦活動の指導要綱を定めてまいりたいと、かように考えております。

○石本茂君　ぜひ、せっかく専門の知識と技術を持っておる人々でございまして、もともと幅広の地域活動ができれば、それだけそこに住む人々はしあわせになるわけでございまして、これは母子保健対策とか、あるいはいま申し上げております心身障害者対策だけでなく、私は、ほんとうに保健婦活動の大きな、どういふんですか、将来の展望というものをこの際に打ち出したいと思っております。お伺いしていただきたい、あわせて、これは人事院と直結いたしませんけれども、基礎であります看護婦の給与が全部、これ、枝分かれをしておりますので、その辺も、また、給与局長さんにあわせてお願いいたします。

なお、さつき児童家庭局長さんのお話のあります重度心身障害児・者の収容施設の中の、医療機関というところでありますために、医師と看護婦との確保が非常にたいへん大切な要件になってきております。やはり、行ってみますと、看護婦がおりないというものは、これは絶対でございまして、もう入所希望者がたくさんいるのにベッドはみな遊んでいる。それからもう一つは、せめて特類看護ぐらいとりまかせと、仕事もできないし、また、収入の面のはね返りもないというので、他の医療機関よりも非常に手を多く必要としているわけですから。ところが、そうもまいりませんところの問題が出てしまっているんですが、これ、どう考えましても、医務局長さん、やはり看護婦の増員対策というものが非常に大切になってくるわけですが、そこで、私は、関連になるかも知れませんが、この看護婦養成にしましてひとつお尋ねしておきたいんですが、いろいろ問題が山ほどございまして、国または自治体の養成所の入学定員の増というところは御検討いただけないものかどうか。

それともう一つ、民間を含めることになります、養成所に対します運営費でございます。この運営費がかなり気をつけていただいておりますけれども、やはりいまの状態でございますと、診療費の中から持ち出しをたくさんしなければ看護教育ができておりませんので、この辺等につきましても十分お考えになって、この辺等につきましても、この機会に確認をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

○政府委員(滝沢正君)　特に、国立はみずからいままのような御提案——入学定員の増、特に建物の増改築のときには必ず定員の増が期待できますように考慮をいたしますが、公立の養成所につきましてもそのような御配慮を願うことで、従来、建物の補助金の運営については考えておりますが、いまの御提案のように、運営費の補助につきましても、実は公営企業法との関連もございまして、地方自治体の病院の付属の看護婦養成所につきましても、自治省のほうからの特別交付税等の配慮があるわけでございまして、日赤生会以下、民間の養成所には運営費を出しておたわけですが、御提案の、自治体立の養成所にもやはり補助金を出すべきだという声が、基本的には、私、あると同時に、それは看護婦養成というもののため、また、政策としてこれを強化していく立場から申しますと、やはり運営費の強化を公立の、地方自治体の病院付属の養成所まで拡大するという方向が、私は、ぜひとりたい方向でございまして、そのような方向で予算の要求等について考えております。それがやはり定員の増ということにも確かにつながらなければなりません。そういう意味で、建物の増改築のときに定員の増になるばかりじゃなくて、運営費等を出すことによって、たとえば定員一ぱいといつてくれとか、あるいは定員以上に努力してくれるところには運営費が多いくように配慮するというようなことも意見としてございまして、そういうことも私は具体的には検討に値する問題だと思つて、極力、御趣旨の方向

で努力いたします。

○石本茂君　これは無理なお願いになりますけれども、私は決して一〇〇%とは申しませんが、私も、いまのようなやはりワク内ではお話しにならないと思つたので、せめて全所要経費の八〇%ぐらいは、とにかく早く見てやろうというふうな気持ちで、看護教育は国がするんだというたてまを大きく打ち出したいと思つたことを、さらに、この際切望しておきたいと思つた。

そこで、これはちよつと枝葉になるかわかりませんが、いま、看護婦さんが看護婦よりもはるかに多く現場ではなりました。そうしてこの人方は、みな看護婦になりたいという非常な希望を持っておりまして、しかし、いまの二年制あるいは三年の進学コースだけでは、とてもその希望を満たすことができないわけでございまして、働きながら、さらに上位の勉強のできる、いわゆる通信教育の導入方ということがかなり前からわけておりまして、日本看護協会におきましても、本年度総会でそれを決議しようと思つてございまして、局長、いかがでございましょう、この教育方法を早急にお取り入れただけでないかどうか、その辺ちよつと承つておきたいと思つた。

○政府委員(滝沢正君)　准看の皆様方の看護婦への国家試験受験の資格を確保するために、進学コースのような制度以外に、仕事をしながら通信教育によってこれが確保できないかという御提案は、かねがねあったわけでございまして、この点につきましても、各方面にもまあ賛否両論ございまして、われわれとしても、可能性は十分あると見込んで、検討は続けてまいつたわけでございまして、最終的に踏み切るまでに至っておりませんが、ただいま御指摘のように、看護協会等の総会におきましても、通信教育を適切に導入するならば進学課程と同様に資格を取る根拠の条件として国家試験受験の資格を取るのに可能であろうという御提案があったようございまして、当面われわれとしては、全般の通信教育とい

うもの、これはなかなか実はむずかしい問題だと思ひます。その内容といい、仕組みといい、あるいはこれに伴いますところのスクーリングと申しますか、一般的な通信教育に伴う集合教育、あるいは実習制度、こういうものを組み合わせる方法、あるいは年限等を考えまして、十分慎重にやらなければなりませんけれども、しかしその看護問題はあまり慎重ばかりも言っておられない非常に重要な段階でございますので、私どものほうでは直轄の国立病院・療養所を持っておりまして、そういう面で、国立病院・療養所のほうで、検討と同時に並行して実験的な試みというものを可能ではなからうか、こういう考え方をもちまして、ただいま具体的に検討に入っておりますので、通信教育の実現という方向に努力し、またそれがほんとうによき看護婦をつくる上にいい制度であるというような通信教育にならなければなりませんので、この点に努力いたしたいというふうに考えております。

○石本茂君 ずいぶんお詰めいただいておりますので、ぜひ私は、来年度国家予算あたりにひとつ試験的にどこか御選定いただきまして、実施していただけることを重ねてお願いをしておきたいと思ひます。

それからもう一つ、このことはもう言わぬでもいいことかわかりませんが、病院などの夜間の管理体制でございますが、あつてはならないこととございますが、火事がありましたら、いろんなことがあるわけですね。まあ、地震のようなものは、これはしかたがないにしても、火災のような場合は、もちろんそういう天災も人災もあると思ひますが、この場合に看護婦だけが、夜間勤務体制がほとんどしかれておりますが、他の職員につきましては、非常に備えるわけですから、決して十分なんというものはいいっておりませんので、一朝、事あるときにたいへんな混雑と、看護婦だけがうろたふしなきやならない実態がございますので、この辺につきましてどのような一休行政の中で指導をしておられますのか、これを一点

この機会に聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(滝沢正君) 先般、済生会八幡病院の火災等にかんがみまして、この問題を非常にまた再び議論し、またわれわれとしても検討を加えたわけでございます。ただいま、各都道府県を通じて病院の総点検を消防庁の関係と一緒にいたしておりますので、六月一ぱいぐらいに御報告がいただけるものと思ひますが、そのときにたしかに通知の中で、ただいまの看護婦が病棟に夜間唯一の勤務の職員であるわけでございますが、病院全体からなりましたときに、今度の済生会八幡病院の反省の一つに、この夜間の防火あるいは火災発生等における指揮・監督の責任者の定めが比較的いままであいまいであつた点、各部屋に、それぞれ、官庁にいたしまして、病院にいたしまして、火元取り締まりの責任者の名札などは張つてございますけれども、これが夜間体制に入つたときの指揮・監督の責任が不明確であつた点を、これは看護婦よりもむしろ事務系統なり、場合によつては医師を含めた職員にその責任を明らかにし、指揮・監督、通報の手順、そういうような問題が今度の済生会の火災の反省事項の一つにございましたので、これは明確にいたします。ただ、病院で夜間の病棟における勤務者が看護婦以外の者を考えるべきだという、そういう意見も一部ございましたけれども、しかしながら、われわれは、病院というものの特殊性と、それから病人の状態を一番知悉しておる看護婦という職種を考えたときに、夜間の災害にはこれに応援体制を早く導入することによつてその現場を知つておる看護婦さんを助ける、助けた上で、全体としてのいわゆる避難体制なり救護体制ができるようにする、この仕組みが大事だということに結論的にはなるわけなんです。

そこで、たとえば済生会八幡病院は看護婦宿舎が二キロほど離れておる。したがつて、そこまで通報が行くような仕組みになつておらなかった。たとえば国立病院などは敷地内に看護婦宿舎がございます。そこにたまたま火災が発生すると同時に

に通報が行く仕組みというものは電話しかないという状態になつておるのが大部分でございますが、今回、検討いたしておりますのは、また、具体的に予算上やりたいと思つておりますのは、やはり本院のほうに火災が発生したら、その火災探知器と同時に看護婦宿舎にもベルが鳴るというような仕組みの可能性があるようにございますし、そういうようなことを踏まえて、すみやかな応援体制というものををつくる、そのときにだれが何の病棟を受け持つという責任を確立しておくことにあるわけですね。したがつて、たまたま十人内外の夜間の看護婦さんだけにその避難誘導の責任を持たせるといふにはあまりにも過酷であり、実態としては、実際に合わない問題でございますから、消防署に通報することによつて消防隊を至急火災現場に導入する、それから職員を動員することによつて全体の防火体制なり避難誘導体制をすみやかに編成がえするということの組み合わせが今後の病院の重要な課題でございます。したがつて、そのためにこの看護婦さんの夜勤は少なくとも二人というものの確保も大事でございますし、そういう全般的医療の面から以外の、そういう災害防止の立場から職員も増強が必要でござい

を流し、また今後の医療監視の上でも防火訓練等が、従来は回数などもあんまり明確に示してなかつたわけでございますが、三カ月に一べんはこれを必ず実施するというようなことで具体的な指示もいたしておりますので、極力病院の災害防止には努力いたしたいと考えております。

○石本茂君 いま局長の申されました体制の指導、たいへん当然だと思ひますが、私は、もうちょっと具体的に、たとえば病院の建物の点検もしていただいて、できるだけ不燃物といひますか、燃えやすい物を使う、たとえばふとんにいたしまして、カーテンにいたしまして、あるいはこの辺に張つてあります板にいたしまして、火が出ても、もういち早く煙になつて、わあとなつてこないような状態をつくつてくだされば、われわれ看護婦も患者の誘導が十分できるわけですが、煙が一度に出て、一度に火が出てきまうと、ほんとうにもうどうにもできないし、私は、火事にあつたことはありませんが、長い間外地におりまして、戦争中しよつちゅう飛行機が飛んできて爆弾を落とされたわけですが、あの避難訓練をどんなに受けておりましたが、いざ爆弾が自分の病院に落ちてきまうと、とってもそんな、日ごろ訓練しているようにうまく患者さんを連れてこれは逃げ出せるもんじやございません。しかたないから、やっぱりその辺にはいつくばつてしまふてくれが、やっぱりその山でございます、特に重症患者を持つていますと。ですから、私は、訓練も必要ですが、そういう火災等が容易にわつとならないような病院の建築、あるいは様式、あるいは材料等についてのきびしい御指導を入院患者を持つておりますところにつきましてはお願いしておきたいなと思ひます。もうしていらつしやと思ひますが、その辺をお願いしておきます。たいへんありがとうございます。

以上、委員長、私、時間がきたようございします。きょうはほんとにありがとうございます。一こまの小さい。大臣、どうかよろしく……。一こまの小さい

問題ばかりを私、取り上げましたけれども、人命尊重という根幹につながる条件のことだったと思っておりますので、よろしく願います。

なお、人事院局長さん、お願いでございますから、何だかんだ申しまして労働条件の第一点の給与問題がよい意味の解決ができませんことは、どんなに願ひでみたところで先ほど来申ししておりまして問題解決はできませんので、よろしく願ひします。

以上終わります。ありがとうございます。

○委員長(矢山有作君) 以上で本件に対する質疑は終了いたしました。

○委員長(矢山有作君) 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。

○須原昭二君 前委員会におきましてこの原子爆弾被爆者の援護に関する法案が出てまいりました。それに関連をして、戦後二十八年間、とりわけ独立国になってから二十年を積みおけるわけでありまして、とくに問題になってまいりました。いわゆるABC Cの日本における法的地位、法的根拠についていろいろと前回質疑をいたしましたわけでありまして、きわめてつまびらかになりません。したがって、きょうはわざわざ大平外務大臣にお出ましをいただいて、さらにこの点を明確にさせていただきたい、かように存するわけです。したがって、まず最初に外務大臣にお尋ねをいたしますが、本年四月二日、日米間で取りかわしたいわゆるABC Cの存続に関する新口上書は、日本が引き続きABC Cの存続を認めるとともに、ABC Cをアメリカの大使館の付属機関からアメリカ政府機関にし、あわせてアメリカ人職員の外交官の特権を撤廃させた、したがって従来治外法権であった広島、長崎のABC Cの施設は当然治外法権でなくなったと私は理解しておりますわけですが、この点を明確にひとつ大臣

から見解をお尋ねをいたしたいと思ひます。

○説明員(角谷清君) ただいま先生御指摘のとおり、四月初めに新しい口上書を取りかわしました。旧口上書におきましては、本ABC Cを米国の政府機関としての地位のみならず、大使館の付属機関ということで認めておりました点を改めて、後者の点を改めまして、大使館としての付属機関、これはもう認めない、したがって、それに伴う特権関係は一切認めない、ただし政府機関としての地位は引き続き認める、こういうことになっておるわけでございます。

○須原昭二君 政府機関の地位は認めていくというところについては、後ほどいろいろと議論を申し上げたいと思ひますが、大臣に所見を承わっておりますわけですが、ぜひともせっかくの機会、外務大臣にもあまり私はお目見えをしたことがございませぬから、ひとつ、なるべく御答弁に立っていただきますようお願いをいたしておきたいと思ひます。

とりわけ治外法権でないとなれば、幾らアメリカといえども、わが国の国内法を守る義務が私は出てきたと痛感をいたします。したがって、当然であると思ひますが、外務大臣はこれを守らせる決意があるかどうか冒頭にお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 当然のことと心得ております。

○須原昭二君 もちろん独立国家のはある日本国の外務大臣でありますから当然守る決意はあると私は思ひます、また守っていただかなければならない、こうお願いをいたしておきたいと思ひます。

ところで、今度は科学技術庁にお尋ねをいたしますが、わが国におきましては原子力基本法というりっぱな法律が私はあると思ひます。この第二条には、「基本方針」としていろいろのことを書いておられますが、いわゆる原子力の利用の問題について平和的あるいは民主的、自主的あるいは公開の原則、いわゆる四原則というりっぱな規定

があるわけですが、この点をどう理解をされておるか、まず冒頭に所信を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(伊藤宗一郎君) お話のとおりで、わが国の原子力基本法の第二条に民主、自主、公開、平和の三大原則を明確に規定をしております。この方針にしっかりと基づいてこれからの原子力開発を進めていかなければならないことはもとより当然のことでございます。先生の御指摘のとおりで何も付け加えることはございません。あくまでもこの基本法の三大原則を守りながら今後原子力のすべての諸問題に対処してまいりたいと思つております。

○須原昭二君 いま三原則とおっしゃいましたが、三原則ではなくして、いわれておりますのは、いわゆる平和的、民主的、自主的、そして公開、この四原則だと思ひますが、間違いありませんか。

○政府委員(伊藤宗一郎君) そのとおりでございます。四原則でございます。

○須原昭二君 この四原則がはたして今日守られておるかどうか、完全に守っておられるかどうかということ、それに対する決意、その点についてお尋ねをいたしたい。

○政府委員(伊藤宗一郎君) わが国が世界で唯一の被爆国家というきびしい、悲しい、また今後絶対にそういふことはなくさなくてはいけないというわが国の、また世界のこれは趨勢にかんがみまして、われわれはあくまでもその基本方針のつとめていままでもまた今後進めてまいりますけれども、いろいろと御指摘の点もあらうと思ひますので、さらにそういう御意見にきめこまかく対処しながら万全を期してまいりたいと思つております。

○須原昭二君 そこで、私はお尋ねをいたしますが、ABC Cの研究、調査はわが国の原子力基本法にいう、いわゆる第二条であります、この原子力の研究、開発、利用とある研究に該当するものであると思ひますが、科学技術庁

の政務次官といたしましてはこの研究に該当するかどうか、この点を明確にひとつお答えを願ひたい。

○政府委員(伊藤宗一郎君) 多少従来の事情もございまして、とりあえず原子力局の次長から答弁させていただきますと思ひます。

○説明員(倉本昌昭君) 原子力基本法は先ほど政務次官からお答え申し上げましたように、わが国の原子力の研究、開発及び利用を進めるにあたりましての基本原則を定めたものでございます。このABC Cにおきまして調査、研究につきましては、これは原爆の被爆者を対象といたしました調査、研究でございます、その趣旨からこれまで厚生省の国立予防衛生研究所とABC Cが共同して行なってきたものでございます。それで本件につきましては、その原子力基本法にいう調査、研究とどのような関係があるか……

○須原昭二君 どのようなじゃない、該当するかどうかということです。簡単にやってください。

○説明員(倉本昌昭君) その点につきましては、この原子力基本法にいう調査、研究であるかどうかという点については、はつきりその原子力の利用に関するものであるというぐあいには現在考えておらないわけでございます。

○須原昭二君 いま重大な御発言がございまして、原子力の平和的利用に直接関係がない。こう断定をされました。私は非常にこの点は重大な問題だと思ひます。いわゆる原子力の平和的利用におきましても、その過程の中からいわゆる放射能が出てくることは皆さんも御案内のとおりです。この放射能が人体に及ぼす影響というものはきわめて、いま原爆と原子力発電所の設置の問題についても大きな国民の不安を抱えておるわけでありまして、やはり人体にどのように原子力の平和的利用にいたしたとしても、それがその付近におけるところの国民の人体にどのような影響を及ぼすかというところは、原爆のこの被爆者の調査にいたしまして、そういう関連性は十二分に私はあると思ひますが、その点はどうですか。

○説明員(倉本昌昭君) 原子力の平和利用に関しまして、放射能がどのように人体に影響を及ぼすかという問題につきましては、科学技術庁におきます放射線医学総合研究所を中心にして進めてまいっておりますのでございまして、このABCにおきまして原爆被害者に関するその調査、研究の結果等につきましては、この放射線医学総合研究所におきます研究、開発にその成果を、十分にこれを活用していただいておりますのでござい

○須原昭二君 だから、この研究に関係があるんでしょ。該当するんでしょ。その点明確にしてください。

○説明員(倉本昌昭君) ただいま先生のおっしゃいましたような関係で、この調査、研究が、被爆者に関するその影響が、人体に及ぼす影響に對しての研究に非常に貢献をしておるといふ点においては関係があるわけでございましてけれども、現在……

○須原昭二君 そこで、ひとつまた、外務大臣にお尋ねをいたしますが、このアメリカ合衆国はわが国において、わが国の法律、いわゆる原子力基本法をはじめ国内法を守るといふことは、日本の独立後は当然なことであり、言うまでもなく今度治外法権になりました、そのきつかけとなった新口上書の交換以後は、私は変わらなければならぬと思うんですが、その点の御所見をひとつ承りたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 先ほども申し上げましたように、国内法令を順守していただくことは当然のことでございます。そのフレームの中で厚生省の予衛生研究所と共同の調査が行なわれておると、私は承知いたしておるわけでございまして、万一、問題が生じた場合におきましては、国内法に照らして処置しなければならぬと思

○須原昭二君 厚生大臣、お尋ねをいたしますが、やはりいま外務大臣がおっしゃいましたように、原子力基本法をはじめ日本の国内法を守らな

ければならない。こういうふうな断言をされたわけでありまして、今後のABCの運営について、この国内法を守っていかれる決意のほどを簡明にお答えをいただきたいのであります。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 先ほど、外務大臣から御答弁ありましたように、国内法のもとにおいて共同研究の趣旨を生かした運営をしていくべきものである、かように考えております。

○須原昭二君 そういたしますとですね、私は、こういういまの討論から通じて感じますことは、ABCが問題は平和的であるかどうか、民主的であるかどうか、あるいは日本の自主性が認められていくかどうか、秘密の保持があるかどうか、公開の原則が完全に守られているかどうかというところに、私は重大なポイントが出てくるわけでありまして、長年にわたるところの占領政策が半ば継続、半ばするすると継続をされているところに、日本民族としての重大な私は関心事があらうかと思

そこで、さきの当委員会で私は資料要求をいたしました。アメリカの原子力委員会と学士院にかわされた契約書。いわゆる古い契約書、契約番号はAT49-1-GEN-72号、新しい契約番号であります契約書、いわゆるAT(30-1)-72号、この二つを私は要求したのであります。実はこの二つの中で、新しい契約書は再三私は請求をいたしました。本日、この委員会に出すということでありましたけれども、私は質問に立つ以上、この膨大な資料をもらって、さっそく討論をするわけにはまいりません。したがって、少なくとも昨晩じゅうにくれと、こういう要求をいたしましたところ、昨日おそく、七時過ぎにですね、私のもとへAT(30-1)-72号の新しいほうは、従来非公開を固執されてまいりましたけれども、ここに明らかに提出をしていただきました。この新しい契約書は出されました。古い契約書についてはまだに提出をされておられません。新しいのはこの委員の皆さんにもいま配付をされておりますが、この古い契約書はまだ出ておりません。なぜ

新しい契約書が昨日おそくまで、請求をいたしたにもかかわらず、おそまきに出されたのか。もう一つは、古い契約書はなぜ出されないのか。この理由をひとつ外務省からお尋ねをいたしたいと思

○説明員(角谷清君) 契約書につきましては、古い契約書、すなわち一九四八年のいわば現契約書というのがございまして、それから現行の新しい契約書、一九七〇年のものが二つございまして、この二つの契約書につきましては従来からも資料提出の御要求もございまして、しばしばアメリカ側とも話をいたしました。が、何せ性格といたしまして、アメリカ政府内部の書類ということが最もむづかしい点でございまして、遺憾ながらアメリカ側もそれは困るということで、ずうっと参つておったわけでござい

ました。さきに説得を重ねました結果、ようやく昨日、先方からそれではけつこうであるという返事が参つたわけでござい

ます。返事がおそくなつたことはまことに遺憾でございまして、さらに非常

に大部のものでございまして、われわれ事務当局、一生懸命この翻訳にかつたわけでござい

ますが、大部なものでございまして、さしあ

言がされたことを私は議事録から読み取ったことがあるわけでありまして、現在の科学技術庁は今後の原子力問題について姿勢としてどのように対処されていくのか、もう一度政務次官から確認をしておきたいと思

○政府委員(伊藤宗一郎君) 先ほどお答えを申し上げたとおりで、御指摘いただきましたけれども、平和利用、民主、自主、公開、この平和利用につきま

○須原昭二君 けつこうでござい

○説明員(角谷清君) 一九四八年の、いわゆる原

○須原昭二君 実はいま私が指摘をいたして

新しい契約書につきま

従来おたくは、外務省は持つておられた。だからアメリカのイエス、承諾があるならば直ちに出せるように翻訳しておきなさいと私はお願いしたの

だ。にもかかわらず、きのう報告があつて、それから翻訳をしておそくなったと、こういうことなんだ。古い契約書についてすでに私の手元にあるわけです。まだ翻訳して、きょうか、あすか、二、三日のうちに提出いたしますと言われておりますが、はたして私の手元にある古い契約書がまだ翻訳されているということは、私はどうも理解

に苦しむわけですが、私の持っているところの古い契約書、これがほんとうのものであるかどうかどうであるかということをまず御確認いただきたいと思っています。

○説明員（角谷清君）　ただいま先生からいただきましたテキストは、英語と日本語と両方ございます。英語のほうは原文そのまま、原文は英語でございまして、原文だと存じます。日本語のほうはこれは外務省が訳したものでございませぬが、この本文の翻訳であろうと思うわけでございします。

○須原昭二君　いま御答弁がありましたように、大体間違いないということでありますから、この文案と新しい口上書との関係について実は先ほど申されましたように、外務省の橋参事官は明らかに秘密保持がなくなった、こう発言をされておりますが、実はゆうべ新しいやつを私はいただきまして、徹夜にひとしい作業をいたしました。このように付せんをたくさんつけざるを得ないので、秘密の保持があるのです。なぜうそを言うのです。

に入っているのです。これだけ付せんをつけざるを得ないです。なぜうそを言うのですか。その点を明確にしていただきたいと思います。

○説明員(角谷清君) 私、ちょっと申し上げ方が不正確でございましたたいへん失礼いたしました。新しい契約書の中にも「情報の公開」というタイトルのもとに公開に関します叙述がございます。ただ、申し上げたかったことは、秘密保持に関する罰則規定というものは旧の原契約からはずれておるわけでございます。

○須原昭二君 罰則だけ消されておるということであって、秘密保持は現に明記をされておるということに解釈をしてもいいですか。

○説明員(角谷清君) ただいま申し上げましたと

おり、罰則規定というものがなくなっておるわけ
でございまして、ただ、そのほかに実際問題とい
たしましては、研究の経過というものはすべて公
開でございまして、実質上は何も秘密のものはな
いわけにございします。

○須原昭二君 非常に日本語というのはむずかしいわけでありますね。いま、何かわかったようなわからないような御答弁をされましたけれども、一つ一つ、じゃ、これからお尋ねをいたしましよ

八条なごらんいただきたいと思います。「特許」の項の(a)、読んでおりますと長くなりますから中段ごろに「右発明、発見についての権限及び権利、特許申請、申請の結果生ずる特許等の処理につき決定する権利を有することとする。」こう書いてあります。ABCの活動において、かつ

て発明、発見、どのようなものがあつたかどうか、この点を明確にしたいと思ひます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) いままでのところ発
明、発見という種類のものはございません。
○須原昭二君 今後起き得るであらうかもわかり
ませんが、こういう点について明確にうたってい
るところに、非常に私は、今後お尋ねをしていく
前提としてたいへんな問題に結びついてくるわけ

(b)の項目をごらいただきたいと思います。四七ページです。この項目をずっと読み上げます。

と、またこれ時間がたちますけれども、これは重要な問題点ですから読み上げておきましょう。

「本契約に基づく作業の過程において、契約者及びその職員は、随時、随時ですよ、「随時、機密保持の要件の範囲内で」——「機密保持の要件の範囲内で、」と書いてある。「本契約作業の過程で生ずる技術、科学的発展についての情報の外部への

発表を希望することがあることは認められる。かかる情報の公表が委員会の特許に関する利益を損うことのないように、情報を公表することにより発明あるいは発見が公けにされる場合には情報は

ていたのだと思います。五三ページ「情報
の公開ですね。この中に、「本契約に基づく活動
は、部外秘密機密資料等の秘密指定を受けた情報あ

るいは資料を含むことにはなっていないであろうと契約当事者は相互に期待する。」「相互に期待する。」と書いてある。どういう意味なんですか、これは。御見解を尋ねたいと思います。これも聞くんですか、アメリカに。

○説明員(角谷清君) この「相互」と申しますのは、これは米側の契約の当事者たる二者でござい

ますが、まあ「相互に期待する」ということは
 どのような意味かという御質問でございますけれど
 も、これはおそらくそういうことではないというこ
 とを相互に信じ、かつそれを実施しておるといふ

趣旨であらうと見えます。

○須原昭二君 この表現自身が第三者にはわかるようなわからないようなことでごまかされているわけです。こういう契約書をうのみにして相手を信頼するだけでは、私は日本の自主性、主体性と

い。うものは生まれてこなし。こう言わざるを得ません。さらに中段からまた朗読をいたします。「いづれにしても、機密資料等の秘密指定を受ける情報、資料に関して契約者は適用さるべき法律及び委員会の要件に従って右情報、資料の秘密分

類及び保持を行なうほか、かかる機密指定を尊重して行動し、機密資料等の秘密指定を受けた情報に関係して来る場合が生じる際には、速やかに委員会に対して文書で報告することとする。それから(b)契約者は改正された一九五四年の原子力法」云々とずっと書いてありまして、「機密資料等の

秘密指定を受けた情報に関知することを許してはならない。」と、こう書いてある。どういふことなんでしょうか。

○説明員(角谷清君) ただいま御指摘の条項等につきましては、これは原子力委員会が他の当事者等からします契約に含めますところのいわばスタンダードフォームと申しますか、標準的な文言でございまして、そういう意味でこの契約書には入っております。しかし実質上は何もその秘密という

ものはない、資料も全部公開されておるといふ次第でございます。

○須原昭二君 何もないということがここで言えますか。これだけ明確に機密保持の問題について明記をされておるにもかかわらず、機密がないとあなたは強弁できますか。外務大臣、御答弁を願いたいと思う。

○説明員(角谷清君) ただいま申し上げましたとおり、これは標準の書き方でございまして、その秘密がないということは、われわれがアメリカ政府から聞いておるところでございます。また事実、そのABCに基づく資料は全部公開しておるといふように聞いております。

○須原昭二君 そこまで白々しく明確にお答えできるのだったら、根拠はよく、内容はよくおわかりのことだと思ひます。この(b)項の「一九五四年の原子力法及び委員会の規則」のどの条文を除いているのか、この点は明らかにされてもいいと思ひます。この点はどうなつていますか。それまではっきり言われるのだったら、その内容を明らかにしてください。どの条文を除いているのですか。

○説明員(角谷清君) ただいま御指摘の(c)項の「一九五四年の原子力法」でございますか。

○須原昭二君 (b)項です。

○説明員(角谷清君) この(b)項の「一九五四年の原子力法」、御指摘の点は、現時点ではつまびらかにいたしませんので、調べまして御答弁申し上げたいと思ひます。

○須原昭二君 はっきり明記をされておつて、あなたは断言をされておつて、私たちが聞くところからぬと言つておつて、こういうわからぬことがたくさんあつて、あなたが機密保持がないのだ、ないのだと言つたつて、われわれは了承できませんよ。すべてつまびらかにあなたたちは知つておつて、その上において機密保持がないと言つてある「原子力法及び委員会の規則、要件」によつてきちんと条文を「除いて」と書いてあるのだから、どこが除かれておるのか、どこが該当するののか、こういうものをつまびらかにせずして、一方的な、ただ、これは機密保持がないのだというふうな御答弁では私は納得できません。――委員長、お取り回しを願ひたいと思ひます。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) 速記を起こして。

○説明員(角谷清君) 機密保持の点に關しましては、秘密がないということをおアメリカ側からも聞いておるわけでございますけれども、先生御指摘の原子力法関係の規則、要件というものは、さらに詰めて、その上で、もし私の答弁が間違つておりましたらこれは改めさせていただきますと思ひます。

○須原昭二君 じゃあ、ついでにもう一つ聞いておきましよう。

(c)へいきましよう。「本条における「機密資料」とは、原子爆弾の設計、製造、使用、もしくは、特殊な核物質の生産、もしくは、エネルギー生産における特殊な核物質の利用に關するすべてのデータを含むものとするが、この規定をされております。設計だとか製造だとか使用だとか、いわゆる原子爆弾によつて被害を受けた被爆者の人体を調べて、そのデータをまた反復作用として製造に、あるいは設計に、あるいは使用上の問題点に参考にしたしておるといふきらい、いわゆる核戦略の軍事的な側面との深いつながりを私は示すものではないかと、そう感ずるわけでありますが、こうした調査がABCで行なわれてゐることは、私は先ほどから科学技術庁あるいはまた厚生大臣にもお尋ねをいたしておるやうに、あるいは外務大臣に国内法を守りますかという前提の御質問をいたしてゐることは、日本の原子力基本法の中の、平和、民主、自主、公開の原則、これに、はずれておる、こういう疑いを私は、疑念を持たざるを得ない。この点をはっきりしていただかない以上、私はこの質疑を続けるわけにはまいりません。――わからないことはもう一ぺんアメリカに

聞いてみます。アメリカは秘密保持はないんだと言つてゐる、それをうのみにするだけでですか。そのようなことでは日本の自主性というものの、日本の主体性というものは守られませんか。外務省はアメリカの外務省と対等平等でこの問題を明らかにすべきです。この問題が明らかにされない限り、このABCの法的地位、法的根拠というものは依然としてやみかやみへ葬り去られていくと言つても私は過言でないと思ひます。外務大臣の所見を承りたいと思ひます。

○國務大臣(大平正芳君) 従来、ABCにつきまして、そのステータスの問題を国会で御指摘いただいたわけでございます。先ほど政府委員からも御答弁申し上げましたとおり、大使館の付屬機関たる性格は今回の口上書で取り除いたわけでございます。私といたしましては、まあその点に關心の重点があつたわけでございますが、本日、本委員会に出てまいりまして須原さんの御意見を伺いますと、このABCの機能と原子力の平和利用の四原則との關連において問題が究明されておるわけでございます。とりわけ、秘密性云々の問題が御指摘になつておるやうでございます。で、実は、これは原子力平和利用の原則とこの機関の機能との關連、それからいまのいうところの秘密の問題でございますが、それは過程における秘密であつて、結果として全部公表するやうな仕組みになつておるのかどうか、そのあたり、私もよく事態を聴取いたしておりますので、外務省におきまして、いま御指摘になりました点につきましては、しばらく時間を拝借いたしました上、検討の上、本委員会に御答弁申し上げます。

○須原昭二君 せっかくの大臣の、よく調べて後ほどまた本委員会に報告をしていただく、こういうお話でございますが、事、原子爆弾の被爆者援護に対する法律案がいま出しておるわけでありまして、この被爆者の援護に關連をして多くの被爆者が疑念を持つてゐるこのABCの問題は、私は早急に、この時点で明らかにすべきである、明らかに

かにされない以上、私たちは今日の法律案そのものについても審議が停滯をせざるを得ないと思ひます。先ほども参事官がおっしゃいますように罰則はなくなつた、こうおっしゃいますけれども、五五ペー、行動、誠実性を満足すべき水準に維持するよう責任を持ち、また、職員に対して必要な場合には懲戒的措置をとる責任を有する。」と明確に罰則は明記をされておるやうに思ひますが、こゝうした罰則らしき規定が付帶的にあるわけでも、「懲戒的措置をとる責任を有する。」とあるけれども、具体的にどうするか。ABCには四百五十名の日本人の職員がおります。この日本人職員に対するペナルティーを含むのかどうか。日本人には秘密や機密になることには触れさせないというのではございませんか。こういうふうには私たちが解釈をせざるを得ないのです。私は多くの問題点を、この付せんをつけたものを全部一つ一つ解明をしたいと思います。特に重要な点だけを私はきょうは披露をいたしました。あなたたちは秘密がない、秘密保持の規定はない、こゝう言つて、これを出すまではこゝう言つてその場をしのごいたわけだ。出してはもう白昼の強盗と言ひたい。強弁を張つて秘密保持はないんだ、こゝういふことでは審議は続けられませんか。罰則はない、罰則はないけれども、ここにちゃんと「懲戒的措置をとる責任を有する。」と書いてある。しかも、具体的な人事の問題については一番初めのこの目次のところを御参照いただきたいと思ひます。「付録A 人事政策」「付録B 契約の追加規定」「付録C 米合衆国内における活動に關する契約の追加規定」、これらは「削除」と書いてある。当然契約書の付随書類を出さなければならぬ任務があります。この点についてはいまだもつて削除ということではわれわれに報告はない。この「人事政策」の中におそらくこの「懲戒的措置をとる責任を有する。」この項目に關連する項目がこの中にひそんでゐると私たちは言わざるを得ない。どうですか。

○説明員(角谷清君) 秘密の点につきまして、それから懲戒のお話がありました。これも、いづれも実際にやっておる仕事、あるいはその雇用条件というものに関しますので厚生省のほうから御答弁いただいたほうがよろしいかと思ひます。

○須原昭二君 厚生省じゃない、あなたが契約をしたのだから、契約じゃない、口上書を結んだんだから、その付随資料として当然知っているはずですよ。

○委員長(矢山有作君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(矢山有作君) 速記を起こして。

本案に対する質疑は、午前中はこの程度にとどめます。

午後二時まで休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

午後三時六分開会

○委員長(矢山有作君) ただいまから社会労働委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、中沢伊登子君が委員を辞任され、その補欠として高山恒雄君が選任されました。

○委員長(矢山有作君) 休憩前に引き続き、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○須原昭二君 きょうはABCのわが国における法的地位、法的根拠をただしてまいるその前提として、どうしても解明しておかなければならない、いわゆる、このアメリカ原子力委員会と学士院とに取かわされておる契約書、この内容について従来秘密保持の問題があったわけですが、現行のこの契約書の中には秘密保持がないと、こう

従来の委員会でも発言がなされて答弁があるわけでありまして、新たに出来てまいりましたこの資料を提出していただきました新しいこの契約書の中にも、まだまだこの秘密保持の問題点が多くわれわれとしては発見せざるを得ないわけでありまして、この問題について、先ほども外務大臣お見えになりましたけれども、どうも外務省の中できちんと位置づけられていない。せっかく大臣がお見えになりましたけれども、明確な御答弁がない。まことに残念しごくであります。したがって、私といたしましては、これが明らかにならない以上、質疑はできないという気持ちもあります。が、幸いに理事の皆さんのお取り計らいによって、問題点だけ明らかにして、後ほど明確なるひとつアメリカ当局との折衝の中で、この解釈の問題についてただしていただいて、そして、自後なるべく近い機会に本委員会に御表示をいただきたい、こういう前提の上に質疑を続行したいと思ひます。

そこで、もう一度問題点だけ明らかにいたしておきたいと思うわけですが、やはり秘密保持の問題については、明確に私たちはこの新しい契約書の中にあると、こういうふうな断定せざるを得ない問題点を指摘をいたしておきたいと思ひます。

まず四六ページ、第八条特許の項におきまして(a)の項の中における発見、発明等云々とありますけれども、ABCの活動においてかつて発明、発見についてはどのようなものがあつたかという御質問をいたしましたところ、いまのところない、こういう御答弁でありました。したがって、私たちは今後あり得るかどうかが、あり得るからここに発明、発見というものが、項目が特許という形で示されたのではないかと思ひますが、今後あり得るかどうかが、どういう点を想像されておるのかという点を明らかにしていただきたい。

それから次の四七ページの(d)項の段階において「機密保持の要件の範囲内で」と明記されてお

るわけでありまして、この機密保持の要件の範囲内というのは、具体的に何をさしておるのであるか。ここに私は、機密保持の規定というものが何らかひそんでおる、こういうふうな言わざるを得ないのでありまして、この具体的な範囲内とはどういうものか、これを明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、四八ページ、「四カ月は公表を差し控えることとする。」と、こう規定がなされておるわけでありまして、機密保持を「特許」ということばでごまかしてはいるのではないかとこの疑念を持たざるを得ません。しかも、「四カ月間公表を差し控えることとする。」と、こう規定があるのであります。これはどういうことなのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、九条の「製図、デザイン、設計明細書」この後段のほうに、一番後ろに書いてございするけれども、これは先ほどの休憩前におけるところの質疑には入っておりませんから明確にしておきたいと思ひますが、この後段に「契約者が前記資料を保管し、使用する権利は本契約中に存在する機密保持及び特許の規定により制限を受けるものとする。更に、契約者による前記資料の使用は本契約上の作業に関連した使用に限定される。ただし、他の使用目的のために委員会——すなわち原子力委員会」の文書による承認が与えられる場合はこの限りではない。」と、こう明確にうたわれておるわけでありまして、これでは資料の公開ではなく、私は機密保持、こういうものの解釈に立つのではないか。さらに、委員会の承認を与える範囲とはどういふものをさしておるのか、この点を明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、第十一条、「情報の公開」であります。この点の中において先ほども御指摘をいたしましたけれども、第一に、「本契約に基づく活動は、部外秘機密資料等の秘密指定を受けた情報あるいは資料を含むことではないであらうと契約当事者は相互に期待する。」と、こういう表現という

のは私は非常にぼやかした表現であつて、どういう意味をさしておるのか、この点をきちんと明記をして明らかにしていただきたいと思ひます。さらに、中段に書いてあります、「いづれにしても、」云々と「速やかに委員会に対して文書で報告することとする。」と、こう文章がなっておりますけれども、ここには明らかに機密の保持をはっきりと認めるべきではないか。従来、外務省は、各委員会においても今度の新しい現行の契約書の中には秘密保持はない、こう言つてきたことがまづかなうそであるということがここではっきりしてくるわけでありまして、そういう点についてきちんと御説明、御答弁をいただきたいと思ひます。

さらに、(b)項の中におきまして、ここで「一九五四年の原子力法及び委員会の規則」のどの条文を除いてか明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに、(c)項においては「設計」とか「製造」とかあるいは「使用」とかいつている点は核戦略の軍事的な側面との深いつながりを私は示すものではないか、この疑念を持たざるを得ないのであります。この点について明確にひとつしていただきたいと思ひます。こうした調査がABCで行なわれることは私は日本の原子力基本法の平和、民主、自主、公開の四原則にはずれたものではないか、こういう点を指摘をいたしておるわけでありまして、この点についてはっきりしていただきたいと思ひます。

さらに、先ほども参事官は罰則がなくなつたと、こうおっしゃいましたけれども、第十二条「職員」の項の具体的な表現を抽象的にしたものにすぎないのではないか。「懲戒的措置をとる責任を有する。」とここに明記をされておりますが、具体的にどうするの。

さらに、ABCの日本人職員に対するベナルティーは含まれているのかどうか、この点を明確にしたい。日本人には秘密や機密にな

れることは触れさせないのではないかと、この疑念を側面から考えざるを得ないのでありまして、この点を私は明確にさせていただきたいと思うわけであります。この問題点については、理事会の席上におきまして、参事官は、これは米国内におけるところの原子力委員会と学士院との間におけるところの契約であつて、私たちはあまりその内容をつぶさに探索することができないと、こういう御答弁がございましたけれども、少なくともABCが日本の国内に存置し、しかも治外法権になつた以上深いかわりを持つものでありまして、この点は明確にさせていただかなければ、私は、今まで二十数年間国民が持つてまいりましたABC Cに対するほんとうに多くの疑念、こうしたものが天下のもとに白日にならないと私は思うのわけでありまして、この点については御答弁がきょうはできないような状態でございますから、どうぞ、この点は明確にさせていただきますようお願いいたしておきたいと思ふわけであります。

そこで、厚生大臣にお尋ねをいたしますけれども、聞いていただいて、よくおわかりだと思ひますけれども、従来秘密保持がない、秘密保持がないと外務省は言ってきたんだけれども、私のきょうの質疑の中において、これは秘密保持があるのではないかと、この疑念を国民が持つのは当然ではないかと思うのですけれども、厚生大臣はどうお受け取りになったか、御所見を承つておきたいと思ふわけであります。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいまお尋ねになりましたような問題につきましては、今後外務省において米側とも話をしてみたいと思つていただいておりますけれども、私もそれまでは何とも申し上げかねるのではないかと、かように考えておりますが、やはり国民のためにはいろいろな疑念を明らかにするということは大事なことであり、こういうふうな申し上げることはできると思ひます。

○須原昭二君 厚生大臣も、外務省当局に対して、私の言ったことについて、積極的にひとつ明

らかにしていただくように御努力をお願いしたいと思ひます。

さらに、問題点はかくたくさんございまして、このようにたくさん付せんがついておりますから、一々やうていきたいと思ふわけですが、時間の関係もございまして、私は、質問の過程の中で、さらに問題点をあとから補足をさせていただきたい、かように思つております。したがつて、その点はひとつ御留意をお願いしたいと思います。

特に私は、修正契約という形で今度の新しい契約書が出てきておるわけでありまして、旧契約書AT(30-1)72の改訂No.61、今度の新しいやつですね、この前書きには「本修正は、米原子力委員会に代表されるアメリカ合衆国」云々と、こう書いてありまして、旧契約、すなわち旧称といひますと、「AT49-1-GEN-72」との関係がうたないが、これを修正したことになるのであります。古い契約書の冒頭には、「本契約は一九四六年のアメリカの原子力法にもとづいて社会全般」すなわちアメリカ社会全般、「の防衛と安全のために取決められる」すなわち、アメリカの核戦略の軍事面をこで強調しておるわけでありまして、この点が、この修正された新しい契約の中においてはこれがぼかされておると言わざるを得ないわけでありまして、この点の修正の問題については、どのように感じておられるのか、この点については、後ほどでかつこうでございすから、これまた、アメリカ当局と折衝の上、明らかにしていただきたいと、かように存じます。

そこで、質疑を続行してまいりますが、私は、この新しい契約書と、かつての契約書との相違、この問題点が、いま質問の課題になりましたが、今度はもう一つ、御質問をいたしておりましたABC Cはアメリカ政府のこの出先かということが一つ問題点なのであります。政府の統一見解を求めておるわけでありまして、この点はきょうも解明がございせん。したがつて、ABC Cは口上書の上においては政府機関であるということとを断定している、明記しているわけですが、

し、政府のほうは、この間から答弁をされておるのは華政府機関である。どうしてこのような矛盾が起きてくるのか。この点を明確にさせていただかなければならぬわけでありまして、この点は、ひとつ、前回の質疑との過程もございまして、もう銘記をされておると思ひますから、御答弁をいただきたいと思います。

○説明員(角谷清君) ABC Cのわが国におきます法的地位の問題でございますが、このABC C自体、一九四六年のアメリカ合衆国大統領の命令、及び四十八年の先ほどから御審議になつております学士院と米政府機関たる原子力委員会というものの契約書に基づいてできておるわけでございます。実質、実際の設置と申しますか、機関としての存在はわが国にあるわけでございます。政府といたしましては、そのような関係、さらに、これを実質的に見ました場合に、やはりこれは米政府機関としての地位を有するものであるという認識に到達しておるわけでございます。

そこで、実質的な関係と申し上げますのは、一つは、やはり、このABC Cの行動の経費というものが全額米政府予算によつてまかなわれておるといふ点でございまして、毎年、米国会計検査院当局、これによりまして、米国の不動産施設、この所有権等、これも米政府に属しておると、こういう経費関係において米政府の活動を行なつておるといふ点が第一点でございまして、

第二点といたしましては、ABC Cの米国籍の職員というものが、これが米政府の発給した公務用旅券、つまり、米政府といたしましては、これらの職員が公務に携わつておるといふことで公務用旅券というものを発給したておりまして、ちなみに、この米国籍の職員というものは必ずしも海外に参りますときに公務用旅券の発給を受けるのではないのでありまして、むしろ一般的には、一般旅券の発給を受けておる、しかるにもかかわらず、本件ABC Cに属しますところの職員、これはいずれもアメリカ政府の発行にか

かる公務用旅券を所持しておるといふ実態がござい

ます。さらに申し上げますと、第三の点といたしましては、課税上、米国の国内法によりまして、アメリカの一般市民というものは海外に十八カ月以上在留いたします場合には、米政府により所得税を課税されないということになっております。にもかかわらず、本件ABC Cの職員というものは一般のアメリカの公務員というものと同等に本国において課税をされておるといふ事実もございまして、したがつて、わが政府といたしましては、これらの実態というものを勘案いたしまして、米政府の機関としての地位、これは認める、ただ外交特権は与えないということだけは申し上げましたけれども、そういう実態に即して、これは政府機関として認めるものであるという次第でございまして、

○須原昭二君 私は、口上書に政府機関と正式にうたつてあるわけで、しかし、答弁のほうでは華政府機関、すなわち学士院が出先機関だといふような言い方をされておるわけですが、この矛盾を、口上書でははっきり、じゃ、アメリカの出先機関、華政府機関であるところの学士院とどうしてうたわなかつたのか。「正」と「準」ですね、この関係はどう理解をされておるのですか。

○説明員(角谷清君) 華政府機関と申し上げますのは、この学士院というものは、なるほどアメリカ側のものによりますれば政府機関に準ずるといふ意味で華政府機関という記述はございすけれども、ABC Cが華政府機関であるといふようなことは、これはアメリカ側も言つておりませんし、政府としても言つておらないわけでございます。したがつて、御指摘の前回の答弁で、準と仰せられますのは、前回の答弁の意味は、華政府機関といふのは学士院自体でございまして、

○須原昭二君 ちょっと誤解をされておると思ふのでございますが、政府機関と正式にうたつた以上は、どの出先になりますかと私は尋ねておるのです。そうしたら、この間の御答弁では、その政府

の出先機関というのは学士院であります、学士院は準政府機関でありますから、これが出先であります、こうおっしゃるんです。そうしたら、なぜ、その口上書に政府機関といったのか。私は、時間の関係がございますから、端的に言います、アメリカの原子力委員会と学士院との間に契約を結んであると、したがって、ほんとうは、ABCはアメリカの原子力委員会の出先機関であるけれども、契約を結んであるその学士院の実は出先機関としてABCを位置づけているんだ、こういうように私は解釈をするのですが、そのとおりですか。

○説明員(角谷清君) 仰せのとおり、この原子力委員会と学士院の契約のもとに生まれたものでございますが、その学士院の監督に服するということになっておると了解しております。

○須原昭二君 原子力委員会の監督……

○説明員(角谷清君) いえ、学士院でございます。

○須原昭二君 実は、現地のほうにおけるところのABCの広島、長崎の建物の施設及び調査、研究備品は全部アメリカ原子力委員会の所属財産なんだ。所有財産なんだ。無形のものだけが学士院の所属になっているわけです。したがって、アメリカ原子力委員会というものは、御案内のとおり、核の、原子力の平和的利用の面と、いま一つは、われわれが一番おそれておるところのアメリカの核戦略の軍事面と両面持つておる。両面持つたものが、この原子力基本法にうたつておるところの四原則が日本にあるから、これを直接持つてきたら日本の国内法にひつかつてくる、だから、学士院を通じて契約を結んで、あたかも学士院が出先機関のごとき姿をもって臨んでおるのではないかという疑いを持たざるを得ないのです。この点を明確にしたいのだというところが私たちの大きな願望なんです。この点はどうか。

○説明員(角谷清君) われわれといたしましては、そのような疑惑と申しますか、疑念と申しまして、

すかというものは持つておりません、これは原子力委員会と学士院との間の契約で学士院に所属するということかこうで来ておると観念しておるわけでございます。

○須原昭二君 非常に不明確であります、だければこそ、この契約が明らかにならない以上論議が進まないんですよ。この契約の条項の中に軍事的な側面というものがないか、埋没して隠されておると言っても私は過言ではないと思う。だから、古い契約書と新しい契約書において防衛と安全のために寄与するというような項目がどこか抜けておるような、中にひそんでおるような私たち疑いを持つたざるを得ないわけでありまして、その点は、きょうもまた、これに時間をかけておきますと、なかなか先へ進みません。したがって、口上書に政府の機関、政府機関である、出先である、この明記をされております。なぜ答弁の中において準政府機関の学士院がその出先機関であるか、この点については大きな矛盾があるわけです。この点を、はっきりと次の機会までに、先ほどの問題点と同じようにひとつ統一見解を私は外務省に要望しておきたいと思ひます。委員長のお取り直しをお願いしたいと思います。

そこで、それに関連してまた契約書に戻りますが、やっぱりこの契約書を見ますとその疑念が出てくるわけです。二ページを見ていただきますと、(b)の項。「契約官」とは、政府に代つて本契約を執行する者及び契約官として正当に指名された係官あるいは職員を意味する。」というこの契約官。これは原子力委員会の所属になっております。これは現地のABCで来るのか来ないのか。この辺が一つの問題点です。どうですか。わからないですよ。また、アメリカに聞かなければいかぬでしょう。

○説明員(角谷清君) この契約自体がアメリカ側の、アメリカ内部のものでございますので、われわれは有権的な解釈というものはできかねるわけでございます、その意味ではやはりどうするかは向こう側に照会するということになるかと思ひます。

す。

○須原昭二君 かくしかじかで、全部これからまた問題点出しますよ、まだこんだけ付せんがついていますから。全部言います。一つ、一つあなたたちはアメリカに聞かなければわからぬのではありません。だから議事が進行しないのですよ。そこに日本の主体性があるのか。厚生大臣が、ABCは主体性を持って、自主性を持って運用をすると言われましても、こういう内容では私たちは信頼できません。

今度は四ページにいきましよう。「事業概要」、この(a)の項の三行目です。「本研究は、放射能の生理学的及び生物学的影響の調査、並びに右調査遂行に際し必要とされ、望ましく、又は付随する作業を含む。」と書いてある。日本とアメリカと一緒に仕事をやっておつて、その仕事の内容が明らかにならなければ共同作業はできないわけですか。この「付随する作業」とは何ですか。わかりませんでしよう。もう一ぺん聞きますか。

○説明員(角谷清君) このものの解釈といたしましては先ほども申し上げたようなことになるわけでございます。ただ、日本側とどういう関係になるかという点につきましては、これはABCと日本の予研でございますか、との話と、了解という点につきましてはあるいは厚生省のほうから話があるかと思ひますが……

○政府委員(柳瀬孝吉君) このアメリカの原子力委員会と学士院の間の内部の取りきめは別として、厚生省の国立予防衛生研究所の支所とABCとの間では、研究に關しまして、どういう研究について共同研究をするかということ、これは大体四つの研究に大きな柱が立つておるわけでございますが、それぞれにつきまして同意書とございますが、お互いに協定書のようなものを五年ごとに結びまして、そこで、その研究、調査のやり方、内容等について、どういふふうにするかというのをきめておつて、たとえば先ほどの秘密の問題につきましても、その同意書の中で、

お互いの所長間で、この研究の結果はきちんと日米両国語をもって公表をいたしませうというふうなことを中身で取りきめておるわけでございます、研究の内容につきましても、これは死亡調査、それから成人健康調査、それから病理学的調査、それから子孫の死亡調査、こういう四つの研究につきまして、それぞれ共同研究の内容、やり方等について取りきめておるわけでございます。

○須原昭二君 きわめて不明確で、これまた「付随する作業」というのはどういう概念なのか、この点もアメリカに聞いておかなければわからぬでしよう。外務省は直ちに聞いてください。もう問題点ばかりですから、問題点だけ明らかにしまし

それからその四行ばかり下へ下へがって「契約当事者はABC活動に日本政府がより積極的に参加することにつき考慮が払われていること」、「こう書いてある。共同研究じゃないのですよ。日本に参加を要請しているだけなんです。厚生大臣がおっしゃる通りに、自主的、そして主体性を持つた条件のもとで共同作業を行なうのではなくして、日本は参加すればいいという付属的な意味がここに明示されているわけです。これは意見として申し上げておきましよう。

さらに、五ページの(c)の項に参りましよう。五ページのまん中辺から「契約者は、作業の進捗状況を委員会に知照せしめ、アメリカ原子力委員会に知照せしめ、また本契約の下での作業の過程で遭遇することのある如何なる困難についても、」いかなる困難についてもアメリカ原子力委員会に知照せしめることとする。」と書いてある。この「如何なる困難についても」とはどういうことなんですか。日本は治外法権になつておらないから、日本の国内法律があるから、こういう条件があつても無理をしてでも、いかなる困難があつても原子力委員会に知照せしめること、こういうことなんですか。どうなんですか。

す。

○説明員(角谷清君) これは、いろいろ研究活動を行ないました。A B C Cとして、やはり遂行上、いろいろ困難があるであろうというものを考えますときに、いまその困難の種類あるいは量そういうものがどういうものであつても、これはA B C Cとしては委員会に知らせるべきだという内部の了解と申しますか、そういうものであると考えます。

○須原昭二君 もう少し明確に、ぼそぼそ言わずに自信を持って言いなさいよ。如何なる困難に「いとも」というと、われわれの立場から言うならば、いかに日本の国内に法律があつても、これは無視してかかれと言いませんから、何とか、いかなる法的な網をくぐつても原子力委員会に知らしめよと、こういうふうにはわれわれは受け取らざるを得ないわけで、この点も明らかにしていただきたいと思ひます。

さらに(9)項「もし、本契約下の作業過程において委員会として特別の関心事である契約者が考へる事態が発生した場合には契約者は直ちに「直ちにです、直ちに」直ちにかかる事態につきアメリカ原子力委員会に報告するものとする」と義務づけているわけです。直ちにです。こういう一連の問題から考えますと、特別な事情があると契約者が考へた事態、すなわちアメリカ原子力委員会が、一方の契約者であるアメリカ原子力委員会が特別の関心事であると断定した場合に、直ちに報告をさせる、こういう規定になつてゐるわけです。日本への報告はどうなるのですか。共同作業でしょう。共同調査でしょう。日本への報告はどうされますか。

○説明員(角谷清君) 日本への報告と仰せられますけれども、ただいま御指摘のものは、これは内部のものでございますから、アメリカ内部の手続というところになるわけでございます。それから「直ちに」という点を御指摘になりましたけれども、これはおそらくアメリカ側としては、とかくこういう契約と申しますか、こういうものはあらゆる、まあ、予想し得る最大限の網をかけると申

しますか、わけでございますから、そういう意味で書いたものであらうと想像するわけでございませう。

それから日本側との関係につきましては、これはやはり予研との取りきめということになると思ひます。

○須原昭二君 想像ではいけませんから、こんな重要な問題点を、想像して、かつてにやらして置いてはだめなんです。だから、アメリカに聞いてこれまた報告を願ひたいと思ひます。

それから四四ページは、これはたしか「会計、記録、監査」の項目であります。この「検査」の中で「委員会は、適当な時期及び方法で」云々と書いてありますが、「委員会は、適当な時期及び方法で本契約上の契約者の作業及び活動を検査する権利を有する。」と書いてあります。すると、アメリカ原子力委員会は直接A B C Cについて活動を検査する権利があると書いてある。日本は治外法権になつてゐない。アメリカ原子力委員会は直接A B C C、広島、長崎を調べるのですか。重大な問題点ですよ、これは。これまで許すのですか。

○説明員(角谷清君) この規定は特にむづかしいものではないと思ひます。内部におきまして、その契約者の作業、委員の仕事、そのやりつづりと、そういうものを上部団体として委員会が検査する権利を持つてゐるのだというだけをしるしたものでございまして、別に日本の治外法権云々というようなことは関係ないと思ひます。

○須原昭二君 いま御答弁されておりますが、「適当な時期及び方法で本契約上の契約者の作業及び活動を検査する権利を有する。」と書いてあるのです。だからアメリカの学士院、すなわち学術会議のアメリカの中のことと検査することについては私は何も言いません。その出先機関である広島、長崎にあるA B C Cの作業、活動を検査する権限があるかどうか。少なくともアメリカの原子力委員会は、先ほどもくどくどいことを言つておりますが、平和的利用と軍事的側面が両方

あるのですよ。そういう機関が直接に広島、長崎のA B C Cに検査に入る権限があるかという、そんなんです。この点を具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

○説明員(角谷清君) アメリカの機関、ここで原子力委員会になります。その機関がA B C C、アメリカの機関の活動を検査するということは何ら問題はないと思ひます。

○須原昭二君 少なくとも私は、アメリカ原子力委員会の性格というのはあなたの方御案内でしよう。原子力の平和的利用の問題と核戦略上の軍事的側面と両方持ったのがアメリカの原子力委員会です。そういう軍事的側面を持った原子力委員会が、直接A B C Cを検査することは、われわれ日本国民にとって、全く私たちは許すことができないことですよ。そういう行動は、日本の原子力基本法、すなわち民主、自主、公開、平和、この四原則を曲げることになるのです。この点について、これはもう課題を残しておきます。明らかにしていただかなければなりません。明確にしてください。

さらに七ページにまたもう一度戻りますが、「本契約下の作業遂行期限は一九七五年九月三十日に切れることとする。ただし、本契約の正式な改訂により同期限は延長することができる。」と、こう書いてあります。一九七五年の九月三十日以降どうするか。本契約の正式な改訂となり、同期限の延長には日本政府はどう対処するのか、この点については明確に御答弁を願ひたいと思ひます。

○説明員(角谷清君) この契約期限は、これはもちろん原子力委員会と学士院の契約書の効力につきまして、アメリカ側の内部でどうしよう、こうしようという問題でございませう。したがうして、アメリカの内部でこれを両者が延長するとかしないとかという問題につきましては、わがほうとして意見を申す等は妥当でないと思ひます。ただ、これが日本側との関係という問題を生じます。側面におきましては、これはその時点で日本にお

いてどう受けとめるかということは、その時点で当然考へるべき問題であると思ひます。であります。

○須原昭二君 この問題は後ほど、日米間交渉の結果に待つところが、関連性がございませうから、その点のときに譲るといたしまして、やはりこういう文章がある以上、日本政府はどう対処するかという態度ぐらいはやはりいまから明確にしておかなければならない問題点です。これまた、一つ指摘をしておきたいと思ひます。

そこで、この問題は、やはり問題点は、こうしますよ、ああけつこうですというふうな口上書交換で、このような重要な問題を処理されてきたところの問題点があるわけです。したがって、去る五日の本委員会でも、私は外務省に対して質問いたしました。今後A B C Cを存続させる方法として、口上書のような交換によるものではなくして、やはり二国間の協定——対等、平等の立場において、独立国家としてアメリカと対等の立場で二国間の協定をやる方法が必要だと、こういうことを私は主張いたしました。そういたしますと、まあ、二国間協定でやる方法もあるという御答弁がございまして、協定という場合は、概念として国家間のお互いの主体性のもとに合意した権利・義務を明確にしたものです。厚生大臣がおっしゃいました、主体性のあるA B C Cの運営ということになれば、このような口上書の交換によつてきめるのではなくして、私は二国間の協定の締結、こういう形でやらなければ主体性というものは守れない、こう思ひます。ありがとうございます、厚生大臣、どうお考えになりますか。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 私どもは、今日までのいろいろな反省の上に立つて、今後、まあ、主体性を持った運営に当たるように努力していかねばならぬし、したいと思ひますが、それがために、二国間の協定でいったほうがいいのか、そういうことは外交上のやっぱ技術の問題がございまして、これにつきましては外務省から答弁していただきたいと思います。

○政府委員(高島益郎君) このABCを日本に設置しまして、その設置したABCにどのような待遇を与えるかという点につきまして、従来口上書という形で処理してまいりました。将来、いまABCの日本政府との関係につきまして、これから話し合いがあるというふうに聞いておりますけれども、その話し合いがまとまりまして、新しい協力関係というものが設定される場合に、どのような方法で二国間で約束をするかという点につきましては、その時点において最も適当な方法を考えるということで処理したいというふうに思っております。

○須原昭二君 日米間交渉の問題点については後ほど指摘をいたしますが、いずれにしても、政府は口を開けばこの主体性を強調しております、その都度。ほんとうに主体性を強調するならば、なぜ二国間協定という方法をとらなかったのか、これが問題点です。なぜこの二国間協定というものの方式をとらなかったか。何か理由があるんですか。

○政府委員(高島益郎君) ABCに限りませんけれども、一般に外国の政府機関あるいは準政府機関を日本に設置し、その機関に對しましてどのような待遇を与えるかという点につきましては、これは国際慣行でございますけれども、どの国でもいわゆる口上書という形でもって処理しております。特に、このような政府機関につきましては、これはあくまでも日本の法令の範囲内で行動すると。したがって、その点につきましては、さらに明確にその口上書の中で、そういう国内法の範囲内で行動するという点が相互の理解の前提になっておるわけでございます。もし、これが国内法のワケ外に出るというようにございまして、これは当然国会の御承認を必要とする条約でなければいけない。協定どころではなくて、条約でなければいけないというふうにならねばならないと思っております。そういう点から考えまして、ABCに限りませんが、現在日本にございする各種の政府機関ないし準政府機関はすべて

日本の国内法の範囲内で行動すると。そういう外国の政府機関に對してこういう待遇を与えるということは、もっぱら外務省の設置法に基づきます権限の範囲内で処理し得ることであるという前提に基づきまして承知したわけでございまして、それ以外の特別の理由はございません。

○須原昭二君 私は、非常に外務省はこの問題点については軽く取り扱っておられるんじゃないかと実は思います。いまの御答弁を聞いておりますと。私は、そういうことではなくして、従来の日本の姿勢は予算一つをとってまいりまして十八分の一なんです。こういう少額であるからこそ、先ほどのこの契約書の中にありますように、より積極的な参加を求めるといふような、主体はアメリカであつて、まあ、日本は参加してもらえなさい、そして共同という調査の形態だけ保てばいいというものの考えに立つておるのではないのか、そういう状態を黙認しておればこそ、協定というやうな形でやるといふへんなことになる、財政的な不安がある、そういう問題点でしり込みをされておるのではないかと実は思うわけです。この点について、私はそうではないかと思うんですが、どうですか。財政的な問題じゃないんですか。

○説明員(角谷清君) 口上書にするか、国際協定にするかという点は、別に特にそれは関係ないと存じます。これは、ただいま条約局長から御答弁申し上げたとおりの法技術上の問題であらうと思ひます。

で、自主性云々の点につきましては、これは今後ABCの仕事をする日本側としてもどういふふうによつていくかという実際の政策の方針の問題でございまして、これはむしろ厚生省のほうから御答弁いただいたほうがよろしいかと思ひますが、政府としては、この自主性と申しますか、日本側がより大きな任務を、仕事をしたい。したがつて、財政的にもより多くの負担を分担をしていくという方針と了解しております。

○須原昭二君 きょうの段階では私はこういう明確な答弁が出てこないであらうという予想に立つ

て質問しておりますから、この点は後ほどまた指摘をすることとして、いずれにしても、アメリカ原子力委員会の性格、そういう問題点と、契約という形式をとつて、この出先機関が原子力委員会なのか、あるいは学術会議なのか、アメリカ大統領の直屬であるのか、はっきりしません。そういうのははっきりしないままに、ただ一片のあいさつ文で確認をし合うといふような安易な手続きの方法では私は適当ではない。これでは国民の多くの疑惑を招くのは当然だと言わなければならぬわけであつて、したがつて、二国間協定をするのかしないのか。これをするのがほんとうだと、もし、ABCを存続をさせるということであるならば、二国間協定といふやうな独立国家として主体性を持つて臨むべきである、こう思ひますけれども、この二国間協定の問題と、そして先ほどのこの出先機関の、どこであるか、この問題点については統一見解をひとつ出していただきたいと思ひます。できないならできない。なぜできないのか。そういう統一見解を後ほど出していただきたいと、かように思ひます。

さらに、それに付帯してちょっと申しおくれしておりますが、もう一つ資料要求をしておきます。契約書の一番下には、実は罰則の問題に関連をして、秘密を漏らした場合には罰則規定があつたけれども、実は今度は抽象的になっております。しかし罰則することの権限はあつて規定されておりますが、そうした問題は、この目次の一番最後に「付録A人事政策」「付録B契約の追加規定」「付録C米合衆国内における活動に関する契約の追加規定」これを削除されております。聞くところによりますと、外務省にあるのでありまして、翻訳をいま、ただいまやつておるということでございますから、後ほどでかつこうでございまして、膨大ということですが、ぜひともこの資料提出をお願いしておきたいと思ひます。委員長お願いいたします。

○委員長(矢山有作君) 高島条約局長、いまの須原君に對する答弁にあわせて、あなたの先ほどの

口上書問題に関連する答弁で、ちょっといままでのあなたの答弁と比べてかなり食い違つておるところがあるやうな感じがしますので確かめたいのですが、あなたは、かつてこういう機関の設置を口上書という形式で認めたことは、いまになって反省をしてみると、必ずしも適当ではなかつたと思ふといふやうな答弁をたしか衆議院かどこかでやつておられるとよくは記憶しておるのです。だから、そういうことがあつたのかどうか、これはあなたの記憶をたどつて確認してください。

それからもう一つ、口上書で設置を認めるというやうな場合というのは、たとえば法令の範囲内で行動することが前提となつておると、そういう場合には口上書で認めることがあると、こういうことですね。ところが、私はそこで一つ疑問を感じるのは、ABCといふのはアメリカ原子力委員会とアメリカの学士院との契約に基づいて、そして設置をされ、その契約に基づいて活動しておるわけです。したがつて、ABCのその活動が、すべて日本の国内の法令に沿つて活動できるという、活動するのだということが保証できるのかどうか。たとえば第一回目のあれは何年でしたか、一九四八年の最初の契約書あるいは今度の新しい七〇年の契約書を見ましても、やはりABCの活動の中には機密に属する部分があるやうな感じが受けます。この内容を目を通してみて。そうするとABCの活動というのは、いわゆる原子力の利用に関する、広義にいうなら原子力の利用に関する研究ですから、そうすると原子力の利用に関する研究というのは日本では公開が原則です。ところがABCは、先ほども言ひました契約書に基づいてやつておるわけですから、その中にはいかに日本側が強弁をされようと、機密として扱われる部分があるはずなんです。そうすると、そのABCの活動がすべて国内法令に従つてやつておるということは断言できないのじゃないかという感じがするわけです。そういうやうな重大な機関を口上書で設置を認めたということ、私は問題があるんじゃないかと思ひし、そう

いうあなたに認識があったから、かつての答弁では口上書で設置を認めたことは必ずしも適当ではなかったというような意味の答弁があったように記憶しているのです。話が前後しましたが、その点であなたの見解を須原君の質疑に対する答弁にあわせてお示ししたいと思ひます。

○政府委員(高島益郎君) いま委員長御指摘の私の答弁と申しますのは、私は、この関係では一回しか出席したことございませんので、おそらく昨年五月二十四日の衆議院におきます科学技術振興対策特別委員会、そこでの田中先生からの御質問に対する答弁じゃないかと思ひますが、いま委員長御指摘のような趣旨のことを私、お答えしたつもりはございませんで、このときは、要するに田中先生の御指摘は、過大な特権を与えていると、その点は大問題だという御指摘がございまして、そういう点はやっぱり修正しなくちゃいけないと思うということを率直に私、認めた趣旨の答弁はございすけれども、口上書ではいけなかったんではないかという趣旨の答弁をした覚えは私ございません。

それから、第二点の委員長の御指摘の点につきましては、私、先ほど原則論といたしまして、要するに、日本がアメリカに限らず、外国との間にこういう政府機関ないし準政府機関の設置を認める場合には、大前提として日本の法令の範囲内で行動するんだということが相互の理解である、そうでなければ認めることはできないということをお願い申し上げました。私実はその点に關しまして、このABC自体がどのような活動をしていて、また、それが日本の原子力基本法に背馳するかどうかという点につきましてはつまびらかにいたしませんけれども、あくまでも原則はそうでございます。その範囲内でしか認めるわけにはいかないというのがたてまえでございます。

○委員長(矢山有作君) そういう御答弁がある、そのまゝ済ましておくわけにはいきませんで、原子力委員会の活動が外務省としてつまびらかでないままに口上書で設置を認めるというなら

ますます矛盾になってくるんじゃないですか。口上書で設置を認める場合には、その設置を認める機関は、法令の範囲内で行動することが大前提になるわけですから。したがって、ABCのように、日本政府が直接関知しない、アメリカ側の契約書によって日本に設置をされて活動をしておるわけですから、その活動が日本の法令に準拠して行なわれるというこれは保証はないわけですから、現実には、そういう重大なものを口上書で認められるということが問題。しかも、ABCの活動内容についてその口上書で設置を認められた外務省は、ただいまの高島条約局長の発言によれば、認識がないという、どういうことをやっているのか中身を知らない、中身を知らないで、活動の中身を知らないで、口上書で、こういうものの設置を認めるということとは、ますますこれは問題じゃないですか。

○政府委員(高島益郎君) ただいま申しましたのは、私自身が個人として承知しておらないということをお願いしたものでございまして、外務省としては当然口上書によりまして、こういうABCを認める際にはいろいろ検討いたしまして、この活動が日本の国内法に抵触しないということを認めることが必要であらうというふうに思っております。

○委員長(矢山有作君) じゃ、ついでですから、あまり長くなると思つたからやめようと思ひましたが、一言だけ。

それは、政務次官お見えですがね、ABCの活動が国内法令に違反することなしに、確実に行なわれるんだという確証の上に立つて外務省は口上書を認定されたんでしよう。高島条約局長は御存じないはずでやうて、外務省としてはいまの発言によれば知つてやうておるんだと、こういうことなんです。その点どうなんですか。

○説明員(角谷清君) 外務省といたしましてはもちろこのABCの任務、仕事、これは日本の国内法に背馳するものではないという認識で当初は発足しておるわけでございます。

○委員長(矢山有作君) あまり長くなるからやめたいのですがね。そういういまの答弁はね、角谷参事官。かなりあなたのいままでの答弁と矛盾するのですよ。というのは、この新しい契約書の中身ですら、あなたはアメリカと相談してみなければ、聞いてみなきゃわからないという答弁を続けておられる。そういう答弁を続けておるときに、いまのような答弁というのはつながらないわけですよ。ですから、ABCの活動内容は知らないまま、口上書で設置を認めたら認めたらはつきり認めなさい。そうすれば、これはまた別の観点から議論になるところなんです。それを牽強付会によつて言い抜けをしようとするからね、ますますその上を積み重ね、矛盾の上で矛盾を積み重ねることになるのです、答弁が。

○政府委員(水野清君) ただいま参事官から説明をいたしました、不十分だと思ひますが、ABCの活動範囲というものは予研との契約もありましてこれが条文に明記をされております。条約局長が先ほど来申したものは、個人的にというところでございまして、もちろん条約局長として知らなくちゃいけないことでございす。いまここまでは存じ上げないということを申しただけでございます。担当の局はやっぱりアメリカ局でございす。それから、そういう意味で、気楽な意味で申し上げたんだらうと、こういうことでございす。

○委員長(矢山有作君) どうもね、私がしゃべると、またしゃべり過ぎだという話が出そうなんです。ちやっと違うんですよ。つまり、ABCは、アメリカ原子力委員会と学士院との間の契約によつて活動しているわけですね。その契約内容については、先ほど来の角谷参事官の答弁によると不明なところがたくさんあるわけですね。特に機密問題に關連して。そうすると、そういうものがね、日本の法令に準拠して活動する機関なのであるということを断言できるような情勢ではないでしよう、したがって、そういうようなものを口上書でお認めになるということは、先ほど高島

条約局長のおっしゃった、法令の範囲内で行動することが前提になっておる。口上書で設置を認める場合はね、これが前提になっておる。こういう発言と照らし合せて、矛盾じゃありませんかと申し上げておるわけですね。したがって、こういう機関の設置をやる場合は、当然何らかの協定とか、交換公文とか、正式なそういう二国間の合意によるべきじゃありませんかと、正式の二国間の合意。そういう意味で申し上げておるのです。誤解のないように願ひたい。その点は。

○政府委員(水野清君) 委員長のお話のとおり、このABCがアメリカの原子力委員会と、アメリカの学士院でございすね、その間の契約によつて運行されておる、そのためにアメリカのこれは政府機関内のことでございすから、ABCがいろいろな検査を受けるとか、いろいろな制約を受けるというところは私はあろうかと思ひます。それは先ほど来この契約書の中にも明記されておるとおりでございす。しかし、日本側としては、これは予研との間に契約書ができております。活動範囲というものは、私は文章上明確になっておると思ひます。それで御理解をいただけたと思ひます。

○須原昭二君 どうも政務次官のお話を聞いておつても明確になりません。契約そのものは、アメリカ原子力委員会と学士院の契約はアメリカ国内のことであると、これはよくわかります。しかしながら、事、ABCの設置場所は日本にあるのですから、ABCの運営あるいは作業内容は、日本の国内の要するに法律に準拠して行なわなければならない。こういう点はおわかりになりますね。ただし、そのどこでそういう国内法を守るかという確証が実はないわけですよ、いまのところ。いろいろお尋ねしても、契約の内容すら参事官は御理解願つていないのですから、ですから、それをどういうところで保障するかという確証がどうしても私は必要だと思ひます。そういうことも、これは議論をしておつてもこれはあらあきませんから、これは後ほど、ひとつ統一見解と

いいですか、外務省の見解を、はっきりとわれわれが理解できるように、そういう見解をまとめて後ほどひとつお出しを願いたい。委員長、お願いします。

そこで、さらに進めてまいります。今度はABCの今後の問題、現在の運営の問題について入りたいと思いますが、せっかく政務次官お見えになりましたから、先ほど、休憩前も大平外務大臣自身が協定の契約の内容、あるいは口上書によって運用されておるその実態、そういうものについてあまりつまびらかに御理解を願っておられないような気がするわけです。ですから、あまたの問題点を、疑点を私たちが御質問いたしましたも、参事官はもちろんのこと、大臣もあまり明確なる回答が出てきません。ですから、どうぞひとつ、大臣にお伝えをいたしまして、早急に私が指摘した問題点についてわれわれが理解できるように御回答を即刻賜わりますようこの機会にお願いしておきたいと思ひます。

そこで、現在のABCの状態について若干関連をしてお尋ねをいたしておきたいと思うのですが、業務局長さん、長いことお待たせをいたしました。さっそく入りたいたいと思ひますが、私が仄聞をいたしたところによりますと、ことしの四月二日、新口上書が締結された直後、四月九日、中国地方の麻薬取締官事務所の勇捜査課長ですが、この方が中心になられまして、広島にあるABC施設内に立ち入り検査を行なわれたという事実があります。事実でありますか。この点だけ、事実だけ聞いておきます。

○政府委員(松下廉蔵君) 御指摘の、立ち入り調査をいたしましたことは事実でございますが、時は御指摘のときより少しおくれれております、五月九日でございます。

○須原昭二君 失礼いたしました、五月九日ですね。その結果、私が聞いたところによりますと、多量の麻薬が発見された。どのような麻薬か、どれだけ、どこから入ってきたものか、この点は搬入経過について御説明を願いたいと思ひます。

○政府委員(松下廉蔵君) 当日の報告によりますと、五月九日現在で在庫いたしました麻薬は、リン酸コデインシロップ五千八百二十六ミリリットル、硫酸コデイン二百三十四錠、ダーボン二千カプセル、塩酸ベチジン百九十四錠、リン酸コデイン四百一十一錠、硫酸モルヒネ注三十一本。これはいずれもABCの回答によりますと、必要のつど米国学士院あてに麻薬の送付を依頼いたしました。米国学士院から軍事郵便で岩国基地に送られて、これがABCに搬入されて、そういう報告でございます。

○須原昭二君 この麻薬の問題については、ベトナム戦争以来、いわゆる沖縄を経由して日本に入ってくるという経過が非常に多いわけでありまして、厚生省が麻薬取り締まりについては非常に鋭意努力をされているその姿に対しては敬意を払います。しかしながら、軍事基地という問題点がここに介在をして、いわゆる治外法権でありましたところのABCがその搬入経過の一過程にあるのではないかと、それが実はあるわけでありまして。御案内のとおり、ABCのいままでの特権というものは関税の免税、米軍の岩国基地から軍の物資を購入入できる、米軍の岩国基地の物資の輸送、郵便の利用ができるわけです。さらに、ABCの外人の、アメリカ人の職員の特権として、所得税・地方税の免税、米軍岩国基地から軍の物資の購入ができる公的パスポートを持っておるわけでありまして、実は、この問題は衆議院で指摘をされておりますけれども、沖縄基地において多くの麻薬が軍施設から出てきた、軍病院の中から出てきたという経過が、これは衆議院の内閣委員会でしたか、指摘をされました。ですから、この問題には触れまなければならない。四十六年の十月十五日、十七日、十八日、この三日間にわたって沖縄基地から岩国基地へ、かつて麻薬が戦闘機の翼に隠されて搬入された経過が新聞紙上に——ここにありますが、毎日新聞にも書いてありますが、出ておるわけでありまして。そういうABCはいま医療行為が行なわれて

いるというようなことを聞きましてけれども、現地の被爆者の皆さんからお話を聞くと、医療行為をあまりしていない。していないのにこのような多量の麻薬等があるというところについては、いささか私は疑念を持たざるを得ないわけでありまして。この麻薬取締法違反で、一ヵ月たった後でありますけれども、今後におけるところの麻薬取り締まりについてどのような態度で臨まれるのか、業務局長の所見を承っておきたいと思ひます。

○政府委員(松下廉蔵君) 御指摘のように、四月二日以後におきましては外交官に準ずる特権を持たないという形になりますので、それまでの時期におきましては、国内法の適用について、特に麻薬取締法等の罰則が適用されない関係で、麻薬がいま申し上げたような経路で搬入されていたわけでございますが、四月二日以後におきましては、当然国内法に基づいて、麻薬を用いてその治療に当たる医師が麻薬取締法に基づきます麻薬施用者としての免許が必要でございます。これを確実に指示をいたしまして、この免許の申請につきましては、これは御案内のように知事を通じてございまして、保健所を経由し、知事を経由いたしまして、すでに県に提出されて現在手続中でございます。

それから麻薬の入手につきましても、現在持っております、いま申し上げました五月九日現在で確認いたしました麻薬につきましては、これは国内法に基づきます成規の手続を経て入手したものでございまして、また、内容につきましても、日本では麻薬に指定されておつて、アメリカでは麻薬になっていないというものもございまして。表示もグリーンをもつて表示しているというふうないろいろな違いもございまして、全部これを廃棄をさせる、職員を立ち合わせて廃棄させるといふ指示をいたしております。これは確実に実行いたします。

で、そういった諸般の手続によりまして今後は、医療法に基づいてABCの中に設置されて

おります診療所において施用される麻薬につきましては、全部国内法である麻薬取締法の規定に基づいて施用させる、そういうことを確実に指示し、向こうもそれを守ることを誓約いたしております。

○須原昭二君 参考までにお尋ねしておきますが、麻薬の施用者は日本人ですか、アメリカ人ですか。

○政府委員(松下廉蔵君) 現在申請が出てきておりますのは、当該診療所に勤務いたしております日本人の医師でございます。

○須原昭二君 これはひとつ、いま沖縄の軍事基地あるいはまた軍病院ですら麻薬が隠されておつたという事実から関連をして、非常に重大な関心を持つておるわけです。したがって、ABCが治外法権でなくなった以上は、的確にひとつ掌握をして指導していただくよう要望しておきます。

そこで、次は人事の問題に入りたいと思ひますが、ABCはアメリカ人が主体の機構になっております。ABCの代表の所長はすべてアメリカ人で占められているわけです。総務、統計、病理、医科社会学、臨床検査、放射線、臨床の七部がありますけれども、医科社会学の部長、現在では和田さんだけが日本人です。あとはすべてアメリカ人で運営されているわけです。現所長のアレックスさんはかつて副所長の肩書きを持っておった人でありまして、現在、この副所長は空席になっています。予研の支所長はABCの準所長というあいまいなポストを兼任をしている。副所長と準所長とはどのように解釈すべきかは私は判断に苦しむわけですが、この関連性はどうお考えになりますか。

○政府委員(松下廉蔵君) 御指摘のとおり予研の支所長がABCの準所長というふうな形になっておりますが、これはいわば名誉所長といひますが、そんなような関係でございまして、しかしながら、やはり今後のABCと予研の共同研究のあり方という面から考えますと、そういうそれぞれ自主的な機関としてお互いにこれから協力して

それから、三番目の問題は、これはやはり予算に係る問題でございますので、人件費も含めまして研究費あるいは今後の運営費その他の問題と非常に無理な問題であるというふうな認識を持つてもらったと思います。

について日本側としても主体性を持って、口も出すかわりに負担すべきものは負担しようというところで予算編成の終わる時期までには明らかにしてこれを米側に連絡ないし伝えたい、こういうふうと考えております。

○須原昭二君 八月末までに報告するということはほんとうなんですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) これはABCと日本側との共同研究を今後どういうふうに行っていくかということの具体的な詰めをいまやっておるわけですが、これが構想が固まり、その裏づけとなる予算がやはり問題になるわけですから、そうするとやはり予算審議の内容にもなってくるわけでございます。

したがって、大体恒例といたしまして、九月初旬に大蔵省に予算を持ち込みますから、それまでの間に予算編成を通じてABCとの共同研究に対する予算的な裏づけというものをどうするかということがきまるわけでございますから、きまつたものはアメリカ側にお話をしたいと、こういうことでございます。

○須原昭二君 そこで、具体的にこの二項の問題については、そんなことは無理だと、こうおっしゃっておるわけですが、私の考えるところによりまして、特殊法人にした場合、米国が言っていることは、米国は理事者を十二名として、資金の出資割合に応じて日米間の理事者数の分配を行なうという提案をしているようです。少なくとも日米対等、日米のお互いの自主性を高めようとするならば、やはり理事も六対六でなくてはならぬと思うわけです。それには当然予算措置が重大かなめになることはいとおっしゃったとおりでありまして、今日その人事と予算の関連を見ますと、一九七二年度、ABCの予算は四百九十六万七千九百八十二億ドル、一ドル三百二十円と計算して十五億八千九百七十五万五千五百二十円と、こうなるわけですね。昭和四十七年度の日本政府の予研支所の決算見込み額を見ると、八千七百六十四万五千円、昭和四十七年度の日本の財政

分担比率は、日本の一に対してアメリカが一・八一になるわけですね。しかも四十七年度に比べて四十八年度の日本の政府の予算増加額はわずかに五百七十四万四千円です。これはなぜ私は数字を明らかにしたかというと、厚生大臣が言っておられるように、この点は自主性を高めよう、主体性を強くしていくという立場からいえば、やはりこの問題が、予算措置が大きな私にはなめになっておるといえると思うのです。こういう一対一・八のような姿では、これではいま厚生大臣がおっしゃるように対等、平等ではなく、主体性も自主性も持つことはとうてい不可能です。四十九年度の予算でどのように手当てされていくかということにこれからのABCの問題点がひそんでおるといっても私は過言でないと思ふんですが、その点はどうか対処されようと思ふますか、厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) これは先ほど来お答え申し上げてありますように、この原爆被爆者に対する医学的な研究というのは非常に大事な研究だと思ふます。したがって、この研究はできるだけ長期に継続していく必要がある。こういう前提に立って、そして、このABCの問題につきましましては、あくまでも共同研究の実を備えていくと、こういうふうな考え方をすべきであると思ふます。そういうふうな考え方から問題は予算でございまして、日米の間に十分話し合いをいたしながら、来年度の予算において思い切った増額をするような概算要求をする必要があると私は考えておるわけでございます。そういう意味において、大体の日米間の話し合いを多少も詰めていただいで、八月の末の概算要求の際に、いままでも申し上げましたような研究についての主体性を日本が持ち得るような応分の予算の増額というものを思い切っておすべきではないか。で、それを実施することによって、人事の面において、運営の面において初めて戦後二十数年、おしかりをいただいておりますが、長いことかかりましたが、そこで初

めて日米共同の主体性を持つような調査、研究ができるのではないかと、いふうちに私は考えておるわけでございます。なかなか一挙に予算を増額するということは非常にむずかしい問題も私はあると思ふます。しかしながら、いままでのような状態で放置することが、日本のためにいいことであるかどうか、そういうことを十分判断して、最大の努力をいたしたいと、こういうふうに私は考えておるところでございます。

○須原昭二君 ことしの予算ではございませんですが、五百七十四万円のわずかな増加額では来年度は何としてもだめだと思ふんですね。ですから、これは抜本的にこの日米対等の共同研究にもしるとするならば、もういま厚生大臣がおっしゃるように、ほんとうに抜本的手当てをしなければならぬと思ふます。ぜひとも、ひとつこの点はやっていただきたいと思います。

それと同時に、もう一つは、現在ABCは米国の学士院のローゼンタール財政部長の報告によると、あちらで報告しているんですよ、アメリカで。七四会計年度、米国の収支決算額で約百万ドル、一ドル二百五十円ですか、二百五十円として換算して二億五千万円の赤字が予想されるといっておるんです。この解決の方法として、収入増をはかるために、先ほどから申し上げておるような日本側からの資金の増額を要求するか、それとも、それができないとするならば、現在の人件費を削減するために、人員の削減、賃下げを行なうと、逆に今度はABCに働く四百五十名の労働者におとしをかけているというのが実態なんですよ。こういうABCの職員の立場からいふならば、私は非常に遺憾といわなければならぬわけでありまして、この点に対して政府はどのように対処される御決意ですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) お話のような百万ドルぐらゐ不足するだろうという話も漏れ聞いておりますが、私どもは先ほどの日本側が主体性を保つためにも、応分の負担すべきものは負担すべきだという考え方から、大幅な予算の要求を来

年度いたしたいと思っておりますが、これがたとえば研究費なりあるいは施設・設備費あるいは運営費、そういうもので負担がされるということになりますと、アメリカ側は、それだけ負担が軽減されるわけではございまして、アメリカ側は日本と財政制度といえますか、予算の制度が違っておりますが、人件費とか設備費とか運営費とかいうのが、まあ、人が計算といたしますか、でやられておりますけれども、その負担減の部分、それは人件費の面にもプラスにすることもできますし、研究費のほうにプラスにすることもできるというふうな考えでございまして、私ども大幅な予算を獲得することがはね返ってそういうこととの解決の一助にもなるというふうに考えております。

○須原昭二君 それで、その米国のABCの日本人職員ですね、まあ四百五十名ぐらゐお見えになるそうでありまして、今後半数にして予研に移して、そして日米両国によって管理する、こう言っておられます。現在あるABCに働く職員の皆さんの、まあ労働組合の立場からいうと組織の分断の色彩も強いと思ふますが、こうした米国の提案に対して政府は予研の中へ繰り入れていかれるつもりがあるのですか。もし繰り入れられるとするならば、全員、この際主体性を守るためには、ABCの職員はアメリカの指揮下にあるのではなくして、予研の中へ全部包含をしたほうが私はすっきりするのではないかと、こういう感じがしますが、政府はどういうふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 先ほど申しましたように、研究費、運営費あるいは器材器具の経費というものを負担するということは、まあこれはお金の問題でございまして、相当の努力を払ってひとつ進めていきたいと思います。この問題は、人々の問題になりますとこれはなかなかむずかしい問題でございまして、国家公務員の総人員を漸次削減していこうという方向にある時期に公務員を大量にふやすという問題につきましては、いろいろ

むずかしい問題もあるわけでございます。ただ、予研の機能の拡充という面からある程度の機能の強化というようなことは考えていかなきゃならぬのじゃないかなあという点で、検討をしてみたいというふうに思っておるわけでございます。

それから、先ほど首切りという問題とかございましたが、昨年このABCのほうでベースアップ等の問題で、アメリカ側はお金がないというふうなことで相当のあつれきがありまして、まあ、あれはたしかストも行なわれたように聞いておりますが、これも国内法に基づいた手続をもちまして中央労働委員会のほうに提訴いたしました。中労委の裁定によりましてアメリカ側はこれだけの負担をすべきであるというような裁定がありまして、それにアメリカ側も服しまして、その財源的な手当てということをやった経過もあるわけでございます。したがって、非常に不当な首切りをやるといふようなことは現状ではなかなかむずかしい問題じゃないかというふうに思っております。

○須原昭二君 私は、首切りとは、まだそこまでは言及しておりません。賃下げです。賃下げというおどしをかけておるといふことを聞いておるわけで、そういうものに対して、これから日米交渉の過程の中でどう論議されていくかということ、後ほどいいから御答弁をいただきたい。

そこで、関連をして申し上げておきますが、さきの本委員会でもABCと予研の癒着の具体的な事例として私は一つあげましたね。予研の所長が十五万円、それから末端の下級職員に至れば千五百円、三十二名の皆さんが、予研の皆さん全部、アメリカからお金を何らかの形でもらっておるわけですね。これはもう公然たる事実なんですね。それは厚生大臣もお認めになって税金まで払っておるといふのですから、これは当然、この間——その後何か新聞報道によりまして、まあ拒否をする、受け取らない、こういうことでありますが、はつきりこの席を通じてもう受け取らないのかどうか、この点を明確にしたい。

○国務大臣(齋藤邦吉君)

先般の御質問がございました、辞退させたらどうか、こういうふうにお尋ねでございましたが、まあ、しかしそれは申しまして、今日まで、好ましいことじゃありませんが、受け取っておたという事実も、これは無視することはどうであらうかという感じがいたします。

そこで、私としては、仰せのとおり、国家公務員がそうしたところから月にきまってお金をいただくというところは好ましくない、こういうことで、筋を通しながら、暫定的には本人の経済的なそういう事情も十分頭に描きながら、合理的な解決をはかるように努力をいたしておるわけでございます。直ちに辞退させる、打ち切るということとは簡単なんです、簡単でございますが、やっぱりその人たちの経済ということも私は考えてあげたいと考へておりますので、筋を通しながら、暫定的な措置を講じつつ正しい方向に解決をいたしたい、こう考へておりますので、今日のところは、もう少しと具体的なやり方については、私の答弁を差し控えていただきたいと思います。先生の仰せになりました筋は必ず通します。しかしながら、本人の経済ということも考へてあげたいと私は思います。そういうことを考へながら、もう少しお待ちをいただくようお願いをいたしたいと思っております。

○須原昭二君

筋を通すということは、率直に、端的に言うと、何か厚生大臣ごう口の中でもごもご言っておられますけれども、そんなような感じがするのです。筋を通すということはアメリカからもらわれないということなんです、そうなんです。もらわなければ、いままで二十年間、所長は十五万円、下級末端の職員は千五百円程度、いずれにしても何らかの名目でもらっておった。しかも、これは厚生省も認めておった、税金もちゃんと取っておった。いわば公認してきたことなんです。したがって、いわばもらっておる労働者の立場から言うならば、私は既得権だと思えます。だから筋を通してするならば、アメリカからもらわれない、もらわれないとすれば、日本の政府

は、これを補てんをしてやるというのが当然の義務ではないか、経過からいって当然ではないかと私は思うわけですが、柳瀬審議官は、なかなかそういういい方法がないということをお話になりまして。あるんですよ、あるんです。やればやれるのですよ。なぜやらぬのですか、方法はないですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君)

大臣も御答弁申し上げましたように、ABCから、いわゆる給与の一部というふうな形で金銭の給付を受けるというところは、これは好ましいことではございませんので、できるだけ早い機会にこういう形態はひとつ取りやめるような方向で処理をしていきたいと思っております。ただ、先生がおっしゃいましたような、じゃ、それを何らかの形で日本政府で負担できないかという問題になります。現在の段階で非常にむずかしい問題でございます。給与の低いという、ある特定の国家公務員だけ給与を別に支給するということは、これは給与法上もできないわけではございません、また、そういうことができれば、これは現在いろいろ国立病院の看護婦が給与が低いとか、いろいろな点で指摘を受けているわけでございまして、まあ、ABCの問題につきましても、これはもともとアメリカの給与水準と日本の国家公務員の給与水準の違いから起こっている問題なのでございまして、そこで、そういう国家公務員全体の給与問題との関係もあるわけでございまして、ある特定の公務員だけに上乗せして給与を支払うということとはなかなかむずかしい問題である、こういうふうに申し上げておるわけでござい

○須原昭二君

いや、特定の公務員だけに特別別に手当を増してやるというものの考え方ではなくして、もともとアメリカからもらっておった、それは筋が通らぬということになれば、それを認めてきたあなたたちに責任があるわけですよ、そうでしょう。あなたたちが認めておいて、もらっておけもらっておけと言ってもらっておいて、税金

まで取っておいて、それで今度は筋が通らぬといて指摘をされたら、筋を通すと、それはけつこうですよ。そうしたら打ち切りごめんというところで既得権はどうなるんですか。

そこで私は率直に申し上げますが、特定の公務員に割り増しをするというとはいいかぬとおっしゃいますけど、いろいろやり方はあると思うんですよ。厚生省の会議費の運用の問題でも、出せば幾らでもあると思うんですよ。一千万や一億という額なら私、話はわかる。たかが五十万や六十万のことじゃないですか。所長が十五万円もらつて——こんな高級官僚のことを私は言っているわけじゃないんです。ほんとうに一生懸命働いておる下級職員の千三百円や千五百円、一万円から五千円ぐらいの額は、税金取った手前、あなたたちが責任を感じてやらなきゃならないんです。補てんをするのが当然の責任ですよ。——そこで、財政法三十五条によれば、厚生大臣が必要なる理由を明らかにして閣議の決定を求めれば、閣議の了承を得れば大蔵大臣は出せるという予備費の規定があるわけですね。予備費、二千三百億あるんですよ。二千三百億から月々六十万や五十万出せというぐらいなことは、厚生大臣が閣議で一生懸命がんばればそんなものはすぐとできる。そのぐらいの積極性をこの際示してもらわなければならぬわけ、その点はどうでしょう。

○国務大臣(齋藤邦吉君)

だいぶきびしい御質問でございますが、先ほど申し上げましたように筋は通して問題の解決に当たりたいと思っておりますが、先ほどもちょっと申し上げましたような本人のまあ、先生は既得権と仰せになりましたが、そういう問題等を慎重に考へまして善処いたしますから、きょうのところはしばらく答弁を差し控えていただきたいと思います。まあ、切ればいいとか辞退すればいいなんていう問題ではないことは、もう先生もおっしゃったとおりですから、そういう点を十分頭に描いて、筋は通しながら問題を円満に解決すると、こういうことでござい

しくおっしゃらぬでいただきたいと思ひます。

○須原昭二君 したがって、まあ、既得権ということばが至当かどうかはわかりませんが、一応保障されるであらうと、保障されると解釈してもいいですね。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 本人の負担が減らないようにつとめることは、私は当然のつとめだと思ひます。

○須原昭二君 それでよくわかりました。ひとつ一カ月でも間隔があかないように、善処をお願いしたいと思います。

そこで、実はこの間も指摘をいたしましたけれども、本年五月十一日、二十八年ぶりに返つてまいりました、広島、長崎の被爆資料が米国から返還されましたね。この重量が約二トンだとときの委員会が御答弁がありました。その資料が全部であるかどうかは疑問である。その資料は県市の関係者あるいは原医研の責任者が立ち会つて米国の係官に、資料が全部であるか念を押して確認したというんですけれども、これは米国側の一方的な説明だけで信用できませんか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) おっしゃられましたとおり、米国から資料を送つてきた責任者の係官にだめ押しをいたしました。そういう答えを得たわけでございますが、現状ではその責任者の方の話を信用する以外に方法がないと思ひます。

○須原昭二君 それはチェックする方法がないんですね。具体的にないんですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 米国の病理研究所のほうに持つていった内容の資料なり、リストなりが私どものほうにはございませんので、確認の方法がないわけでございます。

○須原昭二君 そういうところこの資料の返還に伴つて広島、長崎では新たな不安が出てきています。つまりABCで遺体を解剖された標本資料がひそかにまたアメリカへ持つていかれるのではないだろうかという被爆者のおそれがある。これをチェックする方法はありませんか。この間も私が委員会で質問したように、被爆者の

解剖拒否の実態が非常に多いことを尋ねましたけれども、そのときには理由を明らかに、御答弁がございませんでした。こういう点から考えますと、解剖拒否の理由を厚生省みずからが掌握されておられないんじゃないか。被爆者の心理というものはほんとうに的確につかんでおられないかという疑問を持たざるを得ないのですけれども、こういうまたアメリカへ持つていかれるのじゃないかというおそれ、そういうものがちまたに——長崎、広島に多いわけでありまして、この点は明確にこの際しておつていただかなければならないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 死体の病理解剖につきましては、病理研究につきまして日本側と共同研究をするということになっておりまして、その共同研究の過程におきまして、そういう病理標本なり遺体というものは、現在でも広島、長崎大学の原爆研究所ないし原爆研究施設に保管をするようにいたしておつておりまして、今後もしそういうふうにやつていきたいと思つております。

○須原昭二君 この点は的確にひとつ国民の疑念を晴らすような努力をお願いしたいと思ひます。

そこで、いま私はこの広島原爆被災地の被爆者の心理というものは非常に那邊にあるのか。ひとつ皆さんに御理解をいただきたいと思つたのです。ABCというものの実態からいって、たとえば「原爆の街に生きて」と、こういう歌集がございますが、この歌集の中をこの間読んでみて、つくづく被爆者の心理がこの歌の中から読み取れるわけですね。「血を吐きつつ死にたる汝の解剖を申し込みにしよABC」——どうですか、この気持ち。「モルモットにされに行くなとABCの被爆調査を破り捨てつる」——厚生大臣、どうでしょう。「ABCの解剖を拒みしと告げるとき汝の父は毅然たる表情をみす」——こういう淡々とした歌が読まれておるわけです。こういう状態からいって、私は過去二十六年間、いかにABC Cというものが広島や長崎の被爆者にとって大き

な屈辱であり、あるいは恐怖であり、怒りであるということが、この歌の中から私は読み取れると思つたわけです。さらに現在なお、先ほどの契約書の中ではございませんが、アメリカの核戦略体系の一端としてABC Cが存在しているという疑念は少しも明らかにされておられない。こういう点から考えますときに、さきの口上書によつて、一片のあいさつ文の交換によつてこのような問題が処理されていく、あるいは契約書というものはアメリカ内部のことであつてタッチがでないというふうな自主性のないような形ではABC Cの存在についてわれわれはその存続をこのまま認めるわけにはまいりません。そういう観点からひとつ、この対処をしていただきたいと思つたわけでありまして。

とりわけ、この契約書の中で第十三条をちよつと見ていただきたいと思つたのですが、「日本政府より受領する一定の資金に関する一定の資金に関する」と、二度もこう書いてありますが、ここに……これは間違ひだと思ひますけれども、特別規定の第一項の(a)、(b)を参照いたしますと、「生存者、調査対象者ないしその家族に対して直接利益を与えること」とあるが、「直接利益を与える」とはどういう意味なんですか、これは。さらに(b)には「最大限の協力を得るために——必要と考えられる人々及びグループに対して直接利益を与える」と、こう書いてあります。アメリカ政府が、アメリカの出先機関が、直接日本人に特別の利益を与える、グループに特別の利益を与える、とこの協定書の中に書いてありますが、この事例は何を指しておるのですか。外務省に御答弁をお願いしたいと思ひます。

○説明員(角谷清君) 「直接利益を与える」といつておりますことは、具体的に何を意味しているかわかりません。

○須原昭二君 聞いてみなければならぬようなことであつては、われわれはほんとうに了承できないことであつて、この点もつけ加えて、ひとつ明確なる御答弁をお待ちをいたしたいと思ひます。

そこで、私は関連的に聞きますが、爆心地に五百メートル以内で被爆をしておるお生きた人、生きている人があるのです。爆心地で五百メートル以内で被爆をしておるお生きた人がある、生きている人がある。この方々は、アメリカにとっては非常に貴重な存在なんです。この人々に対して、もしあなたがなくなった際にはあなたの遺体を解剖さしてください、アメリカに提供してくださいという個々の契約がなされておると私は聞いております。これをさしておるのではないかと私は疑念を持たざるを得ないのでありますが、そして、契約を交わして月々ないしで相当額の金が払われておるといふ事実があるということをお聞きしておりますが、厚生省は知つておられますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 私、承つております。

○須原昭二君 爆心地の中で、しかもあのような強烈な放射能のもとにおいて、五百メートル以内で生存をしたという方は、原爆の被災者の問題の最も貴重な私は価値のある人体であると思ひます。当然アメリカが相当額の金を払つて、あなたがなくなったときにあなたの解剖をさしてくれというの、私は、調査をする立場に立てば当然望むことなんです。あるといわれてゐるのです。直ちに厚生省はこの実態を調査される意思がありますかどうか、御答弁をお願いいたします。

○政府委員(柳瀬孝吉君) よく調べたいと思ひます。

○須原昭二君 さつそく調べていただいて、報告を出していただきたいと思ひます。もう最後であります。二、三点関連をしてお尋ねをしておきたいと思ひます。きのうの朝日新聞に出ておりますが、宇品の被爆者の遺骨の問題です。二十八年も経過している現在、いまだに何千もの被爆者の遺体が、遺骨が地下に放置されたままになっており、被爆者の間に大きな怒りが高まつているという新聞報道がきのう出ております。そこで、政府は現在までに被

爆者の遺骨調査をどの程度やってこられたのか。二十八年間も経過した今日、このような問題が提起されること自体が私は被爆者問題に対する政府のいいかげんな姿勢のあらわれと言わざるを得ないわけだ。その点はどうか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 広島市には、そういう事実について調査をしていただくようにお願いをしてございます。場所が何かはつきりまだしないというようなんです、その場所を突きとめて調べたいというような意向に聞いております。

○須原昭二君 調査をするということでございますから、先へ進めてまいります。

本年五月、アメリカから返還された原爆被災資料の中に、被爆者の病理解剖記録に、いま指摘をしております第一陸軍病院の宇品分院で百三十三名のうち、半数以上が解剖されたことが明らかにされたというが、この点は事実なんですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) あれはまだ終戦直後の問題でございます。まだABCとかあるいは予研の支所というものができていない時期で、アメリカ陸軍の調査班が参りまして、当時日本のいろんな医師等も協力いたしまして調査をいたしましたようでございますが、その当時の記録がはっきりしていませんので、確認がいたしてござい

○須原昭二君 しかも、この広島いま調査をしておられるお話ですが、広島年金援護課の死没者の名簿と比べてまいりますと、この解剖例にあがった人々の名前はないということなんです。これは事実ですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 個人の名前があがっておりませんので、その目録にあるのかなのかを確認できないわけなんです。

○須原昭二君 新聞にこう書いてあるんですよ。まさか朝日新聞がめちゃくちゃな記事は書かぬと思うんです。ですから、あがった人々の名前がないということなんです。これを早急に調査してください。

それから二十八年間も放置された反省というも

のを私は指摘をせざるを得ないわけなんです。この記事によりまして、当時の建設省中国地方建設局医務室の看護婦さん、服部智恵子さんですか、この方の証言で、さきの第一陸軍病院宇品分院では八月六日の被爆直後から八月九日まで約六千人の被爆者が収容され、九月までに約三千人がなくなつたと書いてあります。まさに生き地獄だったと回想されておりますが、一日に多いときには百五十体もガソリンや油をかけて焼却をしたといわれております。これは当時の宇品分院に勤務されていた服部さんの証言なんです。まだいまだに行方不明の遺体、遺骨というものが発掘される計画がないということですか、その点はどうか。発掘計画はありませんか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 私も八月の七日、広島に原爆が落ちた翌日広島に行ったのでございまして、やはりおっしゃられるように、たくさんの方の遺骸を山に積みまして石油やなんかをかけて遺体の処理をしておりました。名前もよくわからないうちに、確認のできないというような死体がたくさんございまして、死体の処理、埋葬した場所なんかにつきましても、当時と現在、——なかなか場所の確認等が非常にあの当時の状況からいいますと、現在に至ってむずかしい状況になっているところも相当たくさんあるんじゃないかというふうに思っているわけでございますが、できるだけ調べられるものは調べてひとつ確認をできるようにしていきたいというふうに考えております。

○須原昭二君 さらにこれは証人があることですから、証人によつてひとつ早急にこの遺体、遺骨の発掘計画を軌道に乗せていただきたいと思ひます。大臣いいですね、これは。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 当然、私どももできるだけ調査をいたしたいと考えております。

○須原昭二君 そして当時、宇品分院の院長だった、現在開業されているお医者さんの吉村実さんたちが「広島陸軍病院宇品地区被爆死者慰霊碑建立連絡会」をつくつて、三千人の霊を弔う計画があつたというんですが、それが実現できなかった

と、非常に残念がつておられますが、これは政府として、この三千人の霊を弔うことは私は当然必要だと思ふんですが、国としてやられる気持ちがありますか、厚生大臣。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 広島、長崎、それぞれの市におきまして慰霊塔を建設いたしまして、毎年行事を行なつておるわけでございますが、まあ、そういう無名の方につきまして合祀するといふような問題につきまして、よく市当局とも御相談したいと思ひます。

○須原昭二君 ぜひともひとつ、それはもう二十八年間、ほんとうに忘れたまになつておつた、この三千体の遺体を弔うことは当然な私は国の責任だと思ふのです。どうぞひとつ、広島、長崎——広島市あるいは広島県と御相談いた

で、できるだけこの皆さんの霊を慰めていただくような、そして、被爆者の皆さんの気持ちに安らになるように、そういうひとつ措置をぜひともお願いをいたしておきたいと思ひます。

時間を催促されておりましたが、長い時間かけてABCの問題を指摘をいたしてまいりました。厚生大臣、ひとつこの先ほどの歌集の歌を読み上げましたけれども、まさにABCの存在というものについては二十数年間ひとしく国民が疑惑を持ち、怒りを持ち、あるいは一面においては恐怖を持ってきた、数々の多くの議論を呼んできた問題点です。今日なお外務省の御答弁を聞いておりますと、このABCの内容についてはきわめて疑惑に満ちておるわけでありまして、どうぞひとつ、これは大平外務大臣とお話しをいただきまして、閣議の席上においてもABCの今後の存続の問題、あり方の問題、そして口上書等によるような問題ではなくして、二国間協定というふうな形で、自主独立の姿で対等でアメリカと話し合うような、そういう中からABCを見直していただく、そういう基本的な姿勢を確立していただくために、厚生大臣として最後に努力をしていただきたい、こういうことをお願いをし、最後に厚生大臣の所見を聞いてきょうの質問を終わりたいと思

います。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 先ほどお読みになりました、そうした歌を聞くにつけても、このABCの問題については予算の問題あるいは人事の問題、運営の問題等々について、戦後情性的にきましたいろんな事態を反省し、その上に立つて根本的な改革をいたすために最大の努力をいたしたいと思ひます。

○大橋和孝君 私は、この被爆者の問題に対してちよつと実態調査の分を少しお尋ねしたいと思ひます。

最近の被爆者の実態調査に対しての問題点といひまして、被爆者の加齢現象によつて被爆者の老齢化が進みましてその多くは原爆孤老の状態になつておる。

第二の点は、被爆当時幼かつた子供が原爆小頭症で知能指数が低いままで今日二十歳前後になつておる。

第三の問題点は、この一、二のような問題をはじめとした被爆者が全国に散在した状態になつておる。

第四の点は隔世遺伝から一般人より有病率が高い。

こういうようなことが問題点としていろいろ取りざたされているようでございます。私はここで、政府がこの被爆者の実態調査を特別措置法制定のときに行なつただけで、その後実態調査は行なつていないのであります。現在の実態について一体どのように把握していらっしゃるか、その点をひとつ聞きたいと思ひます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 御指摘のように、被爆者の実態調査につきましては昭和四十年に実施をいたしまして、その後大がかりな調査をいたしておらないわけでございますが、現在被爆者に対する対策がさらに重視されている時期にあたりまして、再来年の国勢調査の時期にあわせまして相当大がかりな実態調査をさらに実施したいというふうに考えております。

○大橋和孝君 いままで長い間、この実態調査をしない。先ほど須原委員からも話が出ていました。いろいろな問題点があるわけですね。遺骨の問題からも、あるいはまた現在、爆心地の中で生きていらっしゃる方がどうなっているかという点ともつかまれている。いろいろな問題が出されておりましたが、私はやっぱりこの実態調査というものは基本的なものでありますから、最も必要だと思ふんですね。ですから、これはもうやらなかつたことに対しては私は非常に大きな手落ちだつたと思うのです。ですからこれらに対しては前向きに取り組んでもらわなければならぬが、おっしゃる通りに、五十年の国勢調査の時期に、そうした被爆者の実態調査もあわせてやりたいと、こうおっしゃるその気持ちはよくわかります。理解ができますが、この実態調査の中で、

ればならないのじゃないかというふうにも考えておるわけですが、これはいま検討中でございます。

○大橋和孝君 二十何年も経過をして、まだ不明のいろいろな問題があるわけですから、今度の調査のときには一つもひとつ残らないように、十分な調査ができるような形、特に、私はこの中で、隔世遺伝だとか、いろんな問題がありますから、そういうものもこの調査の中で実態がつかめるようなあれをしていただかないと、その陰に隠れていくのがたくさんあります。それからまた、これが染色体に及ぼす影響やいろんなものが出てくるわけですから、そういうようなものと一緒に、いろいろな疾病の中であるいはまたそういう検査もされているようなあれがあるわけですから、そういうものがこの調査の中にしっかりと出てくるように十分な配慮をしていただかないと、いまのような状態だと、なかなかそれがまた埋もれる心配があると思ふので、ひとつ、よくその点を綿密にやっていただきたいというふうに思います。

それから、その次の点は、被爆者の相談業務でございますが、いまもいろいろ話に出ておりましたように、こういう業務が確立をして、体制がきつちりでできておりませんので、私はまだあらわれるものがあらわれてこないというふうに思ふます。特に、先ほど申ししたように非常に各地に散っておられるわけですが、そういう方々が相談をしたいといういろいろな問題があるときに、ほんとうに相談を受けられるような体制、こういうものが私はできていないと思ふます。この業務の強化についてはどのように考えていらっしゃるのか。これはもつといままでからやられてしかなるべきではないかと思ふますが、やられてはおりますけれども、実態がそのように出てこないようなやり方ではそこに欠点があるのじゃないかと思ふますが、その点につきましても……

ように、県、市の相談機能を強化していくように指導していきたく思っております。ただ民間の相談員制度を設けるかどうかという問題につきましては、これは四十八年度も一応は予算の要求はいたしましたわけですが、なかなか被爆者のいわゆる秘密の漏洩というような問題もありまして、一部に反対の意見もございましたものでございまして、その辺の秘密漏洩等に十分な配慮の行なわれるような形で相談員制度が設けられるかどうかという点につきまして、現在、いま検討しておるわけでございます。

を保持して遺憾のないようにしていきたいと思っております。

○大橋和孝君 この調整交付金が増額されていかないと非常にいけないだろうし、また、いろんなカバリーしているかどうかというところは、非常にまだまだ不十分ですね。また、広島やら長崎あたりで原爆病院あたりも赤字の処理というのが非常に問題になっているようです。こういうことなんかも考えますと、この責任は国とやはり県といふか、そういうところでもって相当カバリーしない限りこれはいけないわけでありまして、こういう声の問題にされたりしている程度では、非常に私に取組みが鈍いように思ふます。この責任を明らかにして、具体的にこれに対してどういう対策をするかというところなんかも明確にしておいてもらいたいと思ふますが、この赤字対策、それからまたこういう国保に対するカバリーのしかた、こういうことをひとつ徹底的にやってもいいと思ふんですが、この辺のところをひとつ聞かしていただきたい。

○政府委員(柳瀬孝吉君) おっしゃるとおりのことで、相当大きな調査をいたしますには綿密な準備が必要なのでございまして、現在原爆医療審議会の中の福祉部会の中に実態調査のための専門家による小委員会を設置、小委員会を委嘱いたしましたので、そこでいろいろな社会学者その他、いろいろな専門の御先生方に集まっていたございまして、問題点とか調査のしかた、それから、その内容等につきましても十分検討していただくようにしたいと思っております。また、必要によりましては、来年度、小さなパイロットサーベなどもやらなければ

○大橋和孝君 特に、これはひとつまた強化するために努力してもらいたいと思ふます。

それから次の点は、国保の特別調整の交付金でございますが、その増額手当、こういうような問題もいま非常に問題になっておるわけでありまして、原爆被爆者に原因するところの国保財政の支出増は、一体、どのような状況になっているか、ひとつ聞かしてもらいたいと思ふます。

それから第二点は、支出がもたらすところの保険負担はどのぐらいの増加負担になっておるのか。

それから、特別調整交付金は、国保財政をどのような範囲でカバーしているか、こういうような問題を見てもみますと、原爆そのものに対しての影響も考えられると思ふんですが、その点はどういうふうに把握されておりますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 原爆病院の赤字問題につきましても、私も現在、早急に検討しておるわけでございます。日赤側それから県、市等といま相談をいたしております。再建計画をどういうふうにしていくかということ、それに対して、いわゆる経営努力でどういうところまでできるか、県、市でどの程度のこと援助できるか、国はどういうふうな形で援助していくかということについて、いま、検討を進めている最中でございます。

○大橋和孝君 ちょうど国保のほうからも保険のほうも来てくださったから、そこらのところちよつと詳しくありましたら聞かしていただきたい。

おいでになつていないのですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 保険のほうからはちよつと見えておりません。

○大橋和孝君 それでは、もう一つお尋ねしたいのは、地方公共団体が支出しておる介護手当に準ずる特別手当ですね、この支給状況を年次別に、

○政府委員(柳瀬孝吉君) 相談業務につきましても、被爆者の方々の御相談に何にでも応じられる

○政府委員(柳瀬孝吉君) 確かに、特に広島、長崎地域におきましては、被爆者の方々も多うございまして、しかも、被爆者の方々の医療が年々高齢化をしていく、あるいは不採算医療であるガン等による治療等が非常にふえてまいっております。国保の財政にも圧迫を加えておるわけでございます。この点につきましても国民健康保険を扱っている厚生省のセクションのほうに、毎年、その実情を話をいたしまして、特別交付税を手厚く見てもらうように配慮してもらつておるわけでございます。今後ともそういう点をよく把握をいたしまして、また、よく担当のセクションと接触

○大橋和孝君 それでは、もう一つお尋ねしたいのは、地方公共団体が支出しておる介護手当に準ずる特別手当ですね、この支給状況を年次別に、

○大橋和孝君 いままで長い間、この実態調査をしない。先ほど須原委員からも話が出ていました。いろいろな問題点があるわけですね。遺骨の問題からも、あるいはまた現在、爆心地の中で生きていらっしゃる方がどうなっているかという点ともつかまれている。いろいろな問題が出されておりましたが、私はやっぱりこの実態調査というものは基本的なものでありますから、最も必要だと思ふんですね。ですから、これはもうやらなかつたことに対しては私は非常に大きな手落ちだつたと思うのです。ですからこれらに対しては前向きに取り組んでもらわなければならぬが、おっしゃる通りに、五十年の国勢調査の時期に、そうした被爆者の実態調査もあわせてやりたいと、こうおっしゃるその気持ちはよくわかります。理解ができますが、この実態調査の中で、

○大橋和孝君 特に、これはひとつまた強化するために努力してもらいたいと思ふます。

それから次の点は、国保の特別調整の交付金でございますが、その増額手当、こういうような問題もいま非常に問題になっておるわけでありまして、原爆被爆者に原因するところの国保財政の支出増は、一体、どのような状況になっているか、ひとつ聞かしてもらいたいと思ふます。

それから第二点は、支出がもたらすところの保険負担はどのぐらいの増加負担になっておるのか。

それから、特別調整交付金は、国保財政をどのような範囲でカバーしているか、こういうような問題を見てもみますと、原爆そのものに対しての影響も考えられると思ふんですが、その点はどういうふうに把握されておりますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 原爆病院の赤字問題につきましても、私も現在、早急に検討しておるわけでございます。日赤側それから県、市等といま相談をいたしております。再建計画をどういうふうにしていくかということ、それに対して、いわゆる経営努力でどういうところまでできるか、県、市でどの程度のこと援助できるか、国はどういうふうな形で援助していくかということについて、いま、検討を進めている最中でございます。

○大橋和孝君 ちょうど国保のほうからも保険のほうも来てくださったから、そこらのところちよつと詳しくありましたら聞かしていただきたい。

おいでになつていないのですか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 保険のほうからはちよつと見えておりません。

○大橋和孝君 それでは、もう一つお尋ねしたいのは、地方公共団体が支出しておる介護手当に準ずる特別手当ですね、この支給状況を年次別に、

○大橋和孝君 特に、これはひとつまた強化するために努力してもらいたいと思ふます。

それから次の点は、国保の特別調整の交付金でございますが、その増額手当、こういうような問題もいま非常に問題になっておるわけでありまして、原爆被爆者に原因するところの国保財政の支出増は、一体、どのような状況になっているか、ひとつ聞かしてもらいたいと思ふます。

それから第二点は、支出がもたらすところの保険負担はどのぐらいの増加負担になっておるのか。

それから、特別調整交付金は、国保財政をどのような範囲でカバーしているか、こういうような問題を見てもみますと、原爆そのものに対しての影響も考えられると思ふんですが、その点はどういうふうに把握されておりますか。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 原爆病院の赤字問題につきましても、私も現在、早急に検討しておるわけでございます。日赤側それから県、市等といま相談をいたしております。再建計画をどういうふうにしていくかということ、それに対して、いわゆる経営努力でどういうところまでできるか、県、市でどの程度のこと援助できるか、国はどういうふうな形で援助していくかということについて、いま、検討を進めている最中でございます。

五カ年の間ぐらいついての資料をいただけますか。それとも御説明いただけますか。時間もかかりましたら、何だったらあとから知らせてもらい、資料をいただきたいと思ひます。

それからもう一つは、この生活保護の収入認定からはずす場合の取り扱いと、その現況はどんなふうになっているか、これもちょっとあわせて二点聞かしてもらいたい。

○政府委員(加藤威二君) 特別手当と生活保護の關係でございすが、これはこの前の委員会でも、藤原先生からの御質問にお答え申し上げましたけれども、この特別手当は、やはり生活上の援護というのを目的としておりますので、生活保護法と競合する点がございすが、そういうことで、一応、生活保護法の実施上は収入として認定いたしておりますが、しかし、一方におきまして、原爆の被害を受けた方は、一般の人よりもさらに栄養補給その他に必要な生活費というものがさらに出費がかさむということでございすが、放射線の障害者加算ということで、加算の中では最高額の五千円を加算いたしておるわけでございすが、今度、この特別手当の額が引き上げになると、これもございすが、それと見合ひまして、この問題については前向きで検討してまいりたいと思ひます。

○大橋和孝君 この点あたりも、わりあい、もう少し手厚くしてもらわなきゃならぬ点もあると思ひますから、十分、配慮していただきたいと思ひます。

それから、最後に一つ聞きたいのは、沖繩における専門病院の整備状況です。被爆協の調査によりますと、原爆手帳を交付されている沖繩の被爆者は二百八十二人おるといわれておる。このうちで、まだ自覚症状を訴え、入院治療を要する人は百五十名程度といわれておるわけですが、しかし、戦後二十七年間、米軍施政のもとにありまして、本土への渡航が自由ではなかった、あるいは生活に追われ、旅費あるいは滞在費等の負担がでなかったという理由によって、専門医もおら

ない、診療機関が貧弱である、こういうようなことの中で、非常に苦しんでおるまでおつていられる人が相当ある。以上の理由から考えますと、大部分の人が検診すら十分に受けられない。また、国、県の救済措置も、本土に比べますと、極端に悪い、民間団体の慈善的行為で細々と運営されてきたのが実情である、こういうことになっております。

そこで政府は、沖繩被爆者について、どうこれまで対策を講じてきたのか、あるいはまた、特に本土との格差を早急に是正すべきだと思ひます。この点につきまして、専門病院の整備状況なんかを明らかにしてはほしいし、どうしたらそれができるといふ状況なんかも明らかにしておいていただきたい、こういうふうに思ひます。

○政府委員(柳瀬孝吉君) 沖繩におきまして原爆被爆者の医療の問題につきましては、御指摘のとおり、医療機関も少のうございまして、これは一般的に、沖繩県全体の医療機関が配置ないし整備がおくれておるわけでございまして、まあ、そういう点もありますが、非常に不十分であることは仰せのとおりでございすが、一般の医療機関の整備にあわせまして、やはり原爆関係の医療機関も整備をしていくようにやっていますと思ひます。

また、沖繩に専門医を派遣をいたしましたして、専門的な診断、治療に当たつてもらうというようにすることも年々やつておられますが、今後も続けていきたいと思つておるでございすが、たとえば昭和四十七年の三月には百六十四人の検診、派遣医四名というように専門医の派遣をいたしております。それからまた、沖繩から広島、長崎の原爆病院等へ患者さんに来ていただいて入院治療をしていただくというように、この移送の費用も含めまして、もちろん、入院治療は無料でございますが、そういう措置も若干はいたしております。そういう面をさらに今後強化をはかつてまいりたい、こう思つております。

○大橋和孝君 大臣、いま私、気のついたところだけを、時間があるから、ちょっと簡単に申し上げたんでありますけれども、これはなかなかたいへんなことでありまして、いまなお、沖繩においてはこういう状態、あるいはまたいろいろ自治体の状態、いま四、五項目についてお話を聞いたわけでありすが、これはひとつ、大臣の考えによつて、特にこれをひとつ、早く実行することのできるように督促してもらいたいと思ひますから、一言だけあれを聞いて終わります。

○国務大臣(齋藤邦吉君) 原子爆弾被爆者に対する援護措置につきましては、私も毎年改善を加えてまいつたつもりでございすが、まだまだ十分でない点があるわけでございまして、いま、ただいま御質問いただきましたような問題などにつきましては、特に解決を急がなければならぬ問題であると考えております。したがって、いま、来年度予算編成等におきましては、いろいろなそういう問題につきまして前向きに解決をし、原子爆弾被爆者のために努力をいたしたい、かように考えておる次第でございすが、

○委員長(矢山有作君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございせんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(矢山有作君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあり方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢山有作君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○大橋和孝君 ただいま可決されました原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改

正する法律案に対し自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の諸事項について、その実現に努めること。

一、原爆被爆者が人道的にも、国際法的にも、医学的にもきわめて特異のものである点にかんがみ、被爆者の療養と生活の保障をさらに一段と充実するための援護体制を検討すること。

二、最近の被爆者医療の実情に即応するよう認定疾病の範囲を拡大し、その認定にあつては被爆者援護の精神に沿つた運用がなされるよう努めること。

三、各手当および葬祭料について、給付額の引上げと所得制限の大幅な緩和を図ること。

四、健康管理手当について、年齢要件の緩和、対象疾病の範囲の拡大等支給範囲の拡大に努めること。

五、特別手当(家族介護手当等地方公共団体に於いて支給することに準ずる手当を含む)については、生活保護の収入認定からはずすよう検討すること。

六、被爆者の医療費について、全額公費負担とするよう検討することとし、さしあたり、国民健康保険の特別調整交付金の増額について、充分配慮すること。

七、被爆者の子および孫に対する放射能の影響についての調査研究およびその対策について充分配慮すること。

八、原爆傷害調査委員会(ABCC)の日本国内における法的地位を明確にするともに、国立予防衛生研究所がその調査に参画する場合に、わが国が調査の主体性を確保して、原子力基本法の精神に即した運営が行なわれるよう再検討すること。なお、各省にまたが

る研究機関および民間医療機関における放射能の影響についての調査、治療、研究が元来的に行なわれるよう体制の整備をはかること。

九、昭和五十年の国勢調査を目標として、被爆者の実態調査を行なうこと。

十、被爆者の生活、医療等の相談に充分応じられる態勢の充実に努め、被爆者に対する相談業務の強化を図ること。

十一、広島、長崎の原爆病院等の特殊性にかんがみ、病院財政の助成について充分配慮すること。

十二、沖縄在住の原子爆弾被爆者が本土なみに治療が受けられるよう専門病院等の整備に努めること。

右決議する。

○委員長(矢山有作君) ただいま大橋君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(矢山有作君) 全会一致と認めます。

よって、大橋君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、齋藤厚生大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。齋藤厚生大臣。

○国務大臣(齋藤邦吉君) ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重いたしましたして、今後とも一そう努力いたしたいと存じます。

○委員長(矢山有作君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(矢山有作君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

六月十四日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月十六日)

一、港湾労働法の一部を改正する法律案

六月十五日日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願(第二八七三三号)(第二八七四四号)(第二九〇一三三三号)(第二九四四二二二号)(第二九四三三三三号)(第二九六五五五五号)(第二九六六六六六号)(第二九六七七七七号)(第二九八八八八八号)(第二九八九九号)

一、国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに関する請願(第二八七五五五五号)(第二八九四四四四号)(第二九二六六六六号)(第二九四四四四四号)

一、生活できる年金制度の確立等に関する請願(第二八八八八八八号)(第二九四四四四四号)

一、官公労働者のストライキ権に関する請願(第二八八七七七七号)(第二八九〇〇〇〇号)(第二九六六六六六号)

一、戦後海外引揚者のための福祉事業に対する国の助成に関する請願(第二九〇三三三三号)

一、祝日障害者の生活と権利の保障に関する請願(第二九二三三三三号)

第二八七三三三三号 昭和四十八年六月一日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 栃木県足利市大橋町一、八一四 栃木県失明傷痍軍人会内 川瀬広衛

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二八七四四四号 昭和四十八年六月一日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 宮城県加美郡色麻村四釜字北谷地

六 小川栄治郎

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九〇一三三三号 昭和四十八年六月二日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願(二二通)

請願者 佐賀県多久市南多久町長尾 中島 幸一外一名

紹介議員 山下 春江君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九二四四四号 昭和四十八年六月四日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県今治市城山通今治市傷痍軍人会内 原田末一

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九二五五五五号 昭和四十八年六月四日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 秋田県山本郡山本町森岳字木戸沢 二五ノ八〇 夏井市蔵

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九三三三三三号 昭和四十八年六月四日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 静岡県浜松市浅田町六七 中村牧太郎

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九四四四四号 昭和四十八年六月五日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 山口県下関市彦島弟子待一、三八 六 藤本清治

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九四二二二二号 昭和四十八年六月五日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 奈良県大和郡山田美濃庄町五七三 仲谷義次

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九四三三三三号 昭和四十八年六月五日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 富山県水橋新堀一九六 平田宗行

紹介議員 橋 直治君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九六五五五五号 昭和四十八年六月六日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 山口県下関市赤間町三ノ五〇 西 森芳夫

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九六六六六六号 昭和四十八年六月六日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市下栗町九七二 箕 輪幸司

紹介議員 船田 譲君

この請願の趣旨は、第二一八四四号と同じである。

第二九六七七七七号 昭和四十八年六月六日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 青森市大字幸畑字阿部野六九六ノ 三三 田中文栄

二八

請願者 岩手県盛岡市梨木町七ノ一六石

原太

紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第二九八七号 昭和四十八年六月七日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願(二通)

請願者 神奈川県平塚市達上ヶ丘四ノ五一

紹介議員 亀井 善彰君

この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第二九八八号 昭和四十八年六月七日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 香川県小豆郡土庄町洲崎 洲崎法

紹介議員 平井 太郎君

この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第二九八九号 昭和四十八年六月七日受理

戦傷病者特別援護法の一部改正に関する請願

請願者 愛媛県西条市福森町八四〇 伊藤

隆義

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第二一八四号と同じである。

第二二八七五号 昭和四十八年六月一日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに

関する請願(十三通)

請願者 京都市東山区松原通東大路西入上

ル新シ町二二六ノ一東山料理飲食

業組合内 高橋宗吉外十二名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二二八九四号 昭和四十八年六月二日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに

関する請願(二十四通)

請願者 京都市中京区高倉通丸太町下ル阪

本町六九五京都染色技術家連盟

「同趣意」内 杉田善廣外二十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二二九二六号 昭和四十八年六月四日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに

関する請願(十四通)

請願者 京都市上京区烏丸通寺ノ内上ル鳥

丸ビル内社団法人日本図案家協会

理事長 佐野武外十三名

紹介議員 林田悠紀夫君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二二九四五号 昭和四十八年六月五日受理

国民健康保険組合に対する国庫補助率の引上げに

関する請願(三通)

請願者 京都市左京区北白川下池田町四

内田鶴次外二名

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第九八八号と同じである。

第二二八八六号 昭和四十八年六月一日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 兵庫県西宮市苦楽園三番町二ノ四

七 岡村岩雄

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二九四四号 昭和四十八年六月五日受理

生活できる年金制度の確立等に関する請願

請願者 京都府宇治市五ヶ庄平野五ノ一〇

山本惣一

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第七二九号と同じである。

第二二八八七号 昭和四十八年六月一日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 神奈川県相模原市橋本四ノ五ノ六

永田宏外千九百九十七名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第二二八九〇号 昭和四十八年六月二日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 石川県金沢市香林坊一ノ二ノ四〇

教育会館内石川県高等学校教職員

組合内 杉森喬外千二百八十四名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第二二九六八号 昭和四十八年六月六日受理

官公労働者のストライキ権に関する請願

請願者 新潟県南魚沼郡六日町大字五日町

山田昭外四千六百五十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第七一九号と同じである。

第二二九〇三号 昭和四十八年六月二日受理

戦後海外引揚者のための福祉事業に対する国の助

成に関する請願(三通)

請願者 宮城県仙台市本町三ノ八ノ一県庁

内社団法人宮城県引揚者団体連合

会理事長 常盤常男外二十四名

紹介議員 山下 春江君

私たちは、左記の要項による福祉施設を完成し、

有効適切に活用したいと念願しているので、国は

物心両面にわたる強力な助成をされたい。

福祉事業計画

一、全国海外福祉会館(仮称)東京本部の建設

敷地面積 約三千九百六十平方メートル(学生

寮、慰霊廟用地も含む)

二、建 物 地下二階 地上八階建(鉄筋

コンクリート)

3 建 坪 八百二十五平方メートル 延八千二

4 地下二階 電気・冷暖房機械室、電話交

5 地上八階 換室、食堂、売店等

6 工事費 料室、図書室、ホール等

7 付帯設備費 十二億五千万円

8 土地購入費 二億五千万円

合計 四億八千万円

二、地方海外福祉会館(仮称)の建設

三、老人ホームの建設

四、保養所の建設

1 全国約十五か所に二項若しくは三項又は四

項のいずれかを建設する。

2 一か所の建設費 六億円

合計 九十億円

五、学生寮の建設

1 建 坪 三階建

2 坪 三百三十平方メートル 延九百九十

3 工事費 九千万円

4 付帯設備費 一千万円

合計 一億円

六、慰霊廟の建設

七、慰霊祭の実施

八、遺骨収集調査費

九、未帰還者救出対策調査費

合計 六千万円

合計 百一十一億四千万円

第二二九二三号 昭和四十八年六月四日受理

視力障害者の生活と権利の保障に関する請願

請願者 東京都新宿区西五軒町三八 小室

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第二七八五号と同じである。

昭和四十八年七月四日印刷

昭和四十八年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局